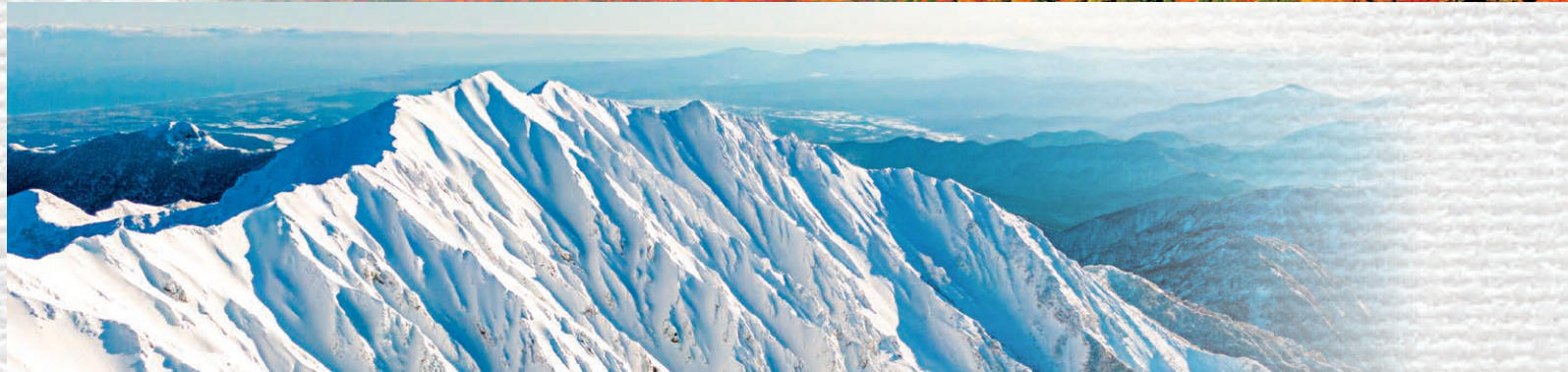


地域で一番“ありがとう”
と言われるコミュニティバンクへ



DISCLOSURE 2020

〔ディスクロージャー〕誌 米子信用金庫の現況



<https://www.shinkin.co.jp/yonago/>

DISCLOSURE 2020

〔ディスクロージャー〕誌 米子信用金庫の現況





この街と笑顔の未来へ

DISCLOSURE 2020

This is the place for us to be relaxed. We love this town to feel relieved.

ごあいさつ

皆さま方には、平素より私ども米子信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り、誠にありがたくお礼申し上げます。

令和元年度の我が国経済は、先行き不透明感が拭えない状況が続くなか、年明けからは、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面しました。その影響は実体経済に大きな打撃を与え、当地域においても厳しい影響を及ぼしています。

このような環境のもと、令和元年度は中期経営計画“地域☆未来☆共創”～地域活力を共に創造する～の2年目として、営業店と本部が一体となって金融仲介機能の発揮に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたお客さまに対しては、融資相談窓口を全営業店に設置し、資金繰り支援や経営相談に取り組んでまいりました。創業、販路拡大支援、経営改善支援についても、外部機関と連携を図りながら、サポートを行ってまいりました。そのほか、お客さまの収益や生産性の向上に役立ててもらうことを目的にデジタルスキル向上セミナーを開催したほか、地域全体の活性化につながる取り組みとして、皆生温泉観光宣伝隊に参画するなど、さまざまな活動を展開してまいりました。

その結果、低金利が続く厳しい経営環境の中ではありますが、業務純益は661百万円、経常利益は84百万円、当期純利益は80百万円を計上することができました。

新型コロナウイルス感染症の収束がいつになるか見通せない状況が続いておりますが、地元飲食店の売り上げ減少の緩和策として、テイクアウト・デリバリーが可能な飲食店情報を収集し、当金庫HPやSNSで広く公開するなど、単なる金融機能の提供に留まらない支援策も展開しているところです。

「地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク」を目指すべき姿に掲げ、お客さまの課題解決をサポートすることで、地域活力の創造に貢献してまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月



理事長 青砥 隆志

基本方針

私達は協同組織の理念に基き、地域社会の経済発展に寄与して、豊かな住みよい郷土の建設に尽し、大衆より愛される金庫になることを期する。

経営方針

1. 地域とともに、未来づくりに貢献します
1. 健全経営により、地域から信頼される金庫にします
1. 働きがいのある職場を実現します

金庫概要（令和2年3月末現在）

■ 所在地	鳥取県米子市東福原2丁目5-1	■ 会員数	16,018名
■ 設立	大正11年12月2日	■ 店舗数	15カ店
■ 出資金	2,661百万円	■ 預金残高	180,828百万円
		■ 貸出金残高	109,335百万円

主要な事業の内容

1. 預金業務

- (1) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (2) 譲渡性預金
譲渡可能な預金を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5. 付帯業務

- (1) 代理業務
(イ) 日本銀行蔵入代理店
(ロ) 地方公共団体の公金取扱業務
(ハ) 住宅金融支援機構等の代理店業務
(ニ) 株式払込金の受入代理業務
(ホ) (株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 債務の保証
- (5) 公共債の引受
- (6) 国債等公共債の窓口販売
- (7) 両替

2. 貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付、及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

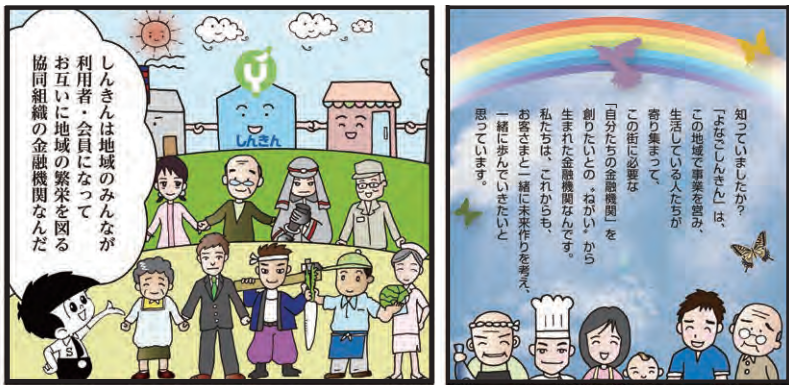
- (8) 保険商品の窓口販売
(保険業法第275条1項により行う保険募集)
- (9) 証券投資信託の窓口販売
- (10) M&A関連業務
- (11) ビジネスマッチング関連業務
- (12) デリバティブ取引
- (13) 相続関連業務の媒介業務
- (14) 電子債権記録業に係る業務
- (15) 有価証券の私募の取り扱い
- (16) 特定目的会社が発行する特定社債の引受け、又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取り扱い

■ ごあいさつ	1	■ 総代会制度について	11
■ 基本方針・経営方針・金庫概要 主要な事業の内容	2	■ 商品・サービスのご案内	13
■ 米子信用金庫と地域社会	3	■ リスク管理について	17
■ 地域密着型金融に関する取り組み状況	4	■ 法令遵守について	25
(事業者のみなさまをサポート、個人のみなさまをサポート、地域活性化のコーディネーター)		■ 資料編	28
■ 組織と役員	9	■ 開示項目一覧	45
■ 米子信用金庫のあゆみ	10	■ 店舗一覧	46

信用金庫は地域のために生まれた金融機関です

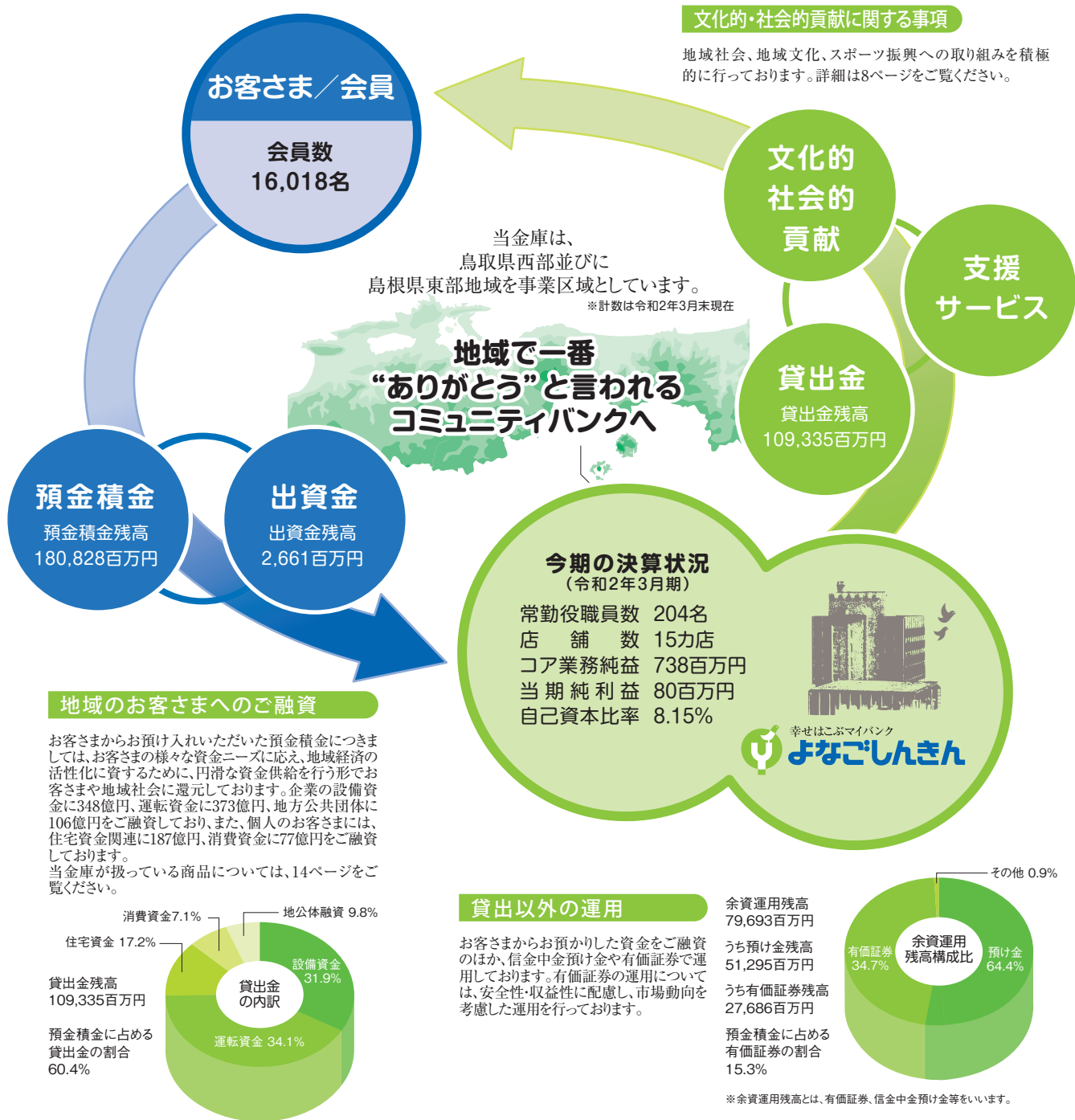
信用金庫は一定の営業地域内の個人事業主、中小企業の皆さまや、住民の方々と会員とする協同組織の金融機関です。株主の利益を追求する株式会社の銀行とは異なり、相互扶助、非営利を基本理念としています。

米子信用金庫は、地域の皆さまから大切な資金をお預かりし、会員の方々を中心とする地域の皆さまに資金提供することで、地域の活性化を図っていきます。また、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



米子信用金庫創立90周年記念広報「まんがでわかる よなごしんきん」より

よなごしんきんは地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンクを目指し、基本方針に基づいた様々な活動を行っています



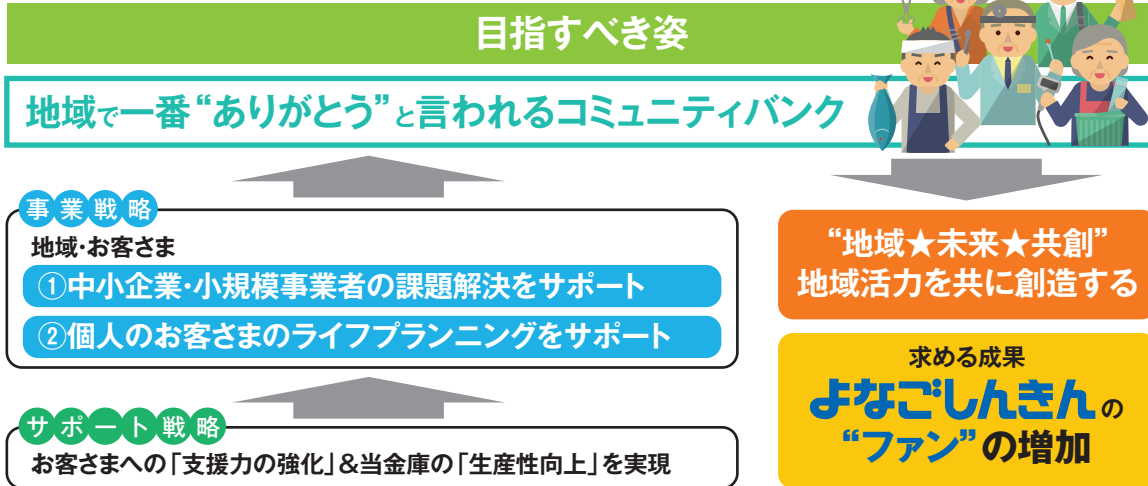
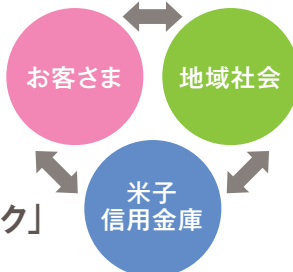
地方創生の実現に向けて

●地域密着型金融の推進に関する当金庫の基本方針

取引先・地域・当金庫という三方の利益に結びつく活動を継続的に行います。ご支援や地域の皆さまへのサービスのご提供等、金融サービスの向上にとどまらず、文化活動やスポーツ振興など、広く地域社会へ貢献することが、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えております。

●目指すべき姿「地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク」

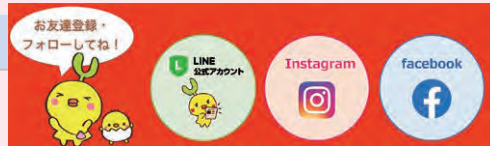
お客さまと一緒に、地域・お客さまの課題解決をサポートすることで、地域活力の創造に貢献してまいります。



地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンクを目指すための活動

よなごしんきん × SNS

地域の皆さまとのつながりを大切にしたいとの思いから、各種SNSを通じて地域の情報やイベント情報を発信しています。



スマイルシェア活動

日々、多くのお客さまと接する中、お客さまから感謝された事例を全職員が共有し参考にする事で、今後も喜んでいただける取り組みを職員全員で増やしていきます。



YONAGO SHINKIN
SMILE SHARE

ベストプラクティス共有会議

各営業店が優良事例を発表し合い、皆で称え合うことで、チームワークを強化し組織力の向上を図っています。



価値向上委員会

若手職員が集まって、米子信用金庫がお客さまから選ばれるために、当金庫の価値を高める施策の検討と答申をしています。金庫にとって今後の活動の参考になると共に、若手職員のモチベーション向上にもつながっています。



こうした取り組みが全国信用金庫協会から評価され、同協会が募集する全国の信用金庫の優れた取り組み事例の一つとして紹介されました。

事業者のみなさまをサポート

お客さまと向き合い、お客さまの課題解決に向けた取り組みをサポート

新型コロナウイルス感染症に係るお取引先支援

全店舗へ新型コロナウイルス感染症に関する融資相談窓口を設置し、お客さまからのご相談にお応えています。また新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対する融資関連手数料の一部を免除するなどの対応もしております。

#エール飯 応援プロジェクト

飲食店の売り上げ減少の影響を少しでも緩和する取り組みとして、テイクアウト・デリバリー可能な飲食店の情報を収集し、HPやSNS等で広く情報を公開しています。また役職員も昼食にテイクアウト・デリバリー商品を利用する取り組みも行っています。



市内のデジタルサイネージにも広告掲載しています。



～おうちで・職場で『たのし飯』ご紹介先～ [令和2年7月1日現在のご紹介先・順不同]



●美酒佳肴 ゆらく ●LAND&YEARS ●ふるごき ●鉄板 ふくもと ●いなばや ●ANAクラウンプラザホテル米子 ●ラーメン 橋空 ●清八仕出しセンター ●らーめん七福 ●ピッツェリア フェルマータ ●居酒屋 ●ダイニングルームダック・ダック ●FUNP of BEEF ●こめ蔵 ●はち屋 ●東京 (えんきょう) ●株式会社 米吾 ●Non Cafe ●おうちCAFÉ KOTTIN ●えんや	●エンヤキッチン ●エンヤサンゴ ●ラーメン大学 福市店 ●衛生菊乃家 ●焼肉 味平 ●ふみみりい中華大王 ●「有」上杉フーズ商会 ●徳田家 ●レストランキャリーリー ●PIZZERIA PENTORA mamma ●どんかつ繁昌亭 新開店・道楽町店 ●八仙閣 ●WINE&PASTA 食堂 TANAKA ●ダイニングキッチン POOH House ●ピストロマロン ●洋食屋 船来亭 ●広島風お好み焼き チコ ●お好み焼きぼとす ●米蔵 -KOMEKURA- ●焼肉韓食房だんだん	●パンケント シュシュ ●米子ニューアーバンホテル ●ピストロ・ド・スズキ ●ホテルハーベスト・イン・米子 ●Cafe Rest Bar ドト ●ロースト ●フルーツカフェ サエキ ●メゾン・キュー ●肉道楽いほ ●お食事処 峰 ●麺屋やまもと ●サロネ・デル・カフェ・ハットリ (園部地区工場) ●蕎麦の音 ●焼肉一八 ●中国家庭 チャイナカクテル ●ピザハウス ベル ●ゆめパン ●回転すし北海道 音生店・学園通り店 ●SHIPS ●京らき 振屋店 ●そば処 上代 ●Lien	●白鳳の里 (淀江ゆめ温泉) ●山芳亭 ●光栄商店 ●みなとガーデン ●中津料理 味園 ●安喜吉 本店 (上道店)・外江店 ●ウイング ●肉道楽いほ ●お食事処 峰 ●麺屋やまもと ●サロネ・デル・カフェ・ハットリ (園部地区工場) ●蕎麦の音 ●焼肉一八 ●中国家庭 チャイナカクテル ●ピザハウス ベル ●ゆめパン ●回転すし北海道 音生店・学園通り店 ●SHIPS ●京らき 振屋店 ●そば処 上代 ●Lien	●桃仙閣 ●RESTAURANT MELI-MELO ●レストラン メリメロ ●うなぎの源内 ●夕暮湖畔すいてんかく ●カレー工房 ダーニヤ ●ハンブルグ ●江戸子 ●は出し料理店九善 ●アイバルテ東出雲店 ●竹葉 ●清水茶屋 ゆう心 ●トリム ●山崎楼 ●中華食堂 宝来園 ●割烹乃ぶ車楼 ●レストラン 萬伊絵楼 ●レストランやまさや ●紅葉館 ●伊織「かば」
---	--	---	--	--

ライフステージに応じたお取引先企業の支援強化

創業 ステージ

創業をご検討されるお客さまに対し、事業計画策定のお手伝いから資金調達まで、トータル的にサポートしております。

「商店街創業相談窓口」による創業・新事業の支援

空き店舗を有効活用するために、本町支店、境港支店に設置した「商店街創業相談窓口」で、中心市街地での起業、創業を目指す事業者を、資金面だけでなく、情報や経営ノウハウの提供で支援する一方、産学官が連携し組織した中心市街地活性化協議会に参加し、連携を図り一体となって新規開業の支援を図っています。

■商店街創業相談窓口での成約状況

元年度実績	4件 30百万円
-------	----------

■創業支援先数 ベンチマーク

元年度実績	38件
-------	-----



成長・安定 ステージ

お客さまの事業の発展につながるよう、地方創生を担う地元事業者さまへ金融面でのご支援のほか、販路拡大支援など幅広くサポートしています。

中小企業向けデジタルスキル向上セミナー開催

Google によるこれからの時代に役立つデジタルスキルの習得をサポートする取組み「Grow with Google」に賛同し、デジタルを活用し収益や生産性の向上を目指したい方へのセミナープログラムを開催しました。講師として Grow with Google パートナーである株式会社エーエージェント様にお越しいただき、デジタルマーケティングの基本や、国内外の観光客に対してオンラインでアピールする方法などを2部構成で説明いただき、参加されたお客さまからは多くの好評をいただきました。



※「Grow with Google」は、Google がこれまで行ってきたトレーニングによって培われたノウハウを活かし、多様な領域の人々へ無料のデジタルスキルトレーニングを提供するプロジェクトです。
※ Google、Grow with Google は Google LLC の商標です。

■販路拡大支援を行った先数 ベンチマーク

	名 称	開催日	開催場所	商談実績
他金庫 開催 商談会	第15回しんさん合同ビジネス交流会 (主催：岡山県8信用金庫他)	令和元年 9月11日	岡山県	[当金庫紹介] 出展企業4社
	2019「よい仕事おこし」フェア (主催：城南信用金庫)	令和元年 10月7日、8日	東京都	[当金庫紹介] 出展企業1社

■補助金申請支援実績

元年度実績	6件
-------	----



第15回しんさん合同ビジネス交流会 (岡山県)

再生・ 経営改善 ステージ

営業統括部が中心となって、外部専門機関・外部専門家とも連携しながら、取引先企業の経営改善や事業再生支援等に取り組んでいます。

営業統括部によるコンサルティング機能 (創業支援、成長支援、経営改善、事業再生、事業承継)

- 鳥取県再生支援協議会等との連携
- 抜本的な財務支援…資本性借入金(DDS)による財務再構築
- 外部コンサルタント連携支援
- 継続的な伴走型支援

※DDS(Debt Debt Swap)とは、財務状態の実質的改善を図るため、既存の貸出金を別の条件の貸出金に変更することです。

■本部専門部署が事業支援を行っている先数 ベンチマーク

元年度実績	37
-------	----

■当金庫が貸出条件の変更を行っている

中小企業の経営改善計画の進捗状況 ベンチマーク (単位:社)			
条件変更総数	好調先	順調先	不調先
47	2	34	11

■事業承継支援先数 ベンチマーク

元年度実績	18
-------	----

■元年度の経営改善支援等の取り組み実績

	期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数	αのうち 再生計画を 策定した先数	経営改善 支援取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
	A	a	β	γ	δ	a/A	β/a	δ/a
合 計	2,112	22	1	20	22	1.0%	4.5%	100.0%

中小企業に適した資金供給手段

流動資産を担保にした融資や私募債発行など、不動産担保に過度に依存しない融資手法の活用に取り組んだほか、個人保証に過度に依存しない融資の促進に努めています。

■無担保スピードローンの取り扱い

元年度実績	62件 262百万円
-------	------------

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	元年度
新規に無保証で融資した件数	433件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.8%
保証契約を解除した件数	34件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った同ガイドラインに基づくお申し出はありませんでした

■経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合 ベンチマーク (単位:社、%)

ガイドライン活用先数	467
全与信先数	2,028
割合	23.0

個人のみなさまをサポート

個人のお客さまのライフプランニングをサポートします

お客さまの身近な専門家

よなごしんきんでは、窓口係や営業係、本部専門スタッフが、お客さまのライフステージに合わせたさまざまなご相談にお応えしております。お客さまからの「ローン・資産運用等ご相談窓口」フリーダイヤルを設けています。

ローン・資産運用等
ご相談窓口 | TELフリーダイヤル: (0120) 475-005

窓口でお気軽に
ご相談ください

窓口係



お客さまのライフステージに合わせたご提案



お客さまの利便性向上に向けた取り組み

「しんきん通帳アプリ」取扱開始(令和元年10月より)

ご来店いただくことなく、お客さまのスマートホンに「しんきん通帳アプリ」をインストールし口座登録いただくことで、紙の通帳から通帳アプリに切り替わります。いつでもどこでも確認ができ、通帳の記帳や繰越をする手間がなくなります。主な特徴として、最大2年分の取引明細が確認できるほか、検索機能や、各明細にメモ情報を書くことができます。



ご利用
無料

地域活性化のコーディネーターとしての取り組み

地域全体の活性化につながるよう、さまざまな活動を展開しています

金融教育への取り組み(令和元年8月)

「お金との上手な付き合い方」をテーマに、小学生以下の子どもを持つご家族を対象とした、夏休み親子向け金融セミナーを開催しました。特別企画として当金庫の職場見学を実施し、多くの子どもさんたちに喜んでもらいました。



地域社会への貢献活動

「信用金庫の日」観葉植物プレゼント(令和元年6月) 「皆生海岸美化ボランティア」参加(令和元年6月)



「白砂青松育て隊」参加(年3回)



米子水鳥公園清掃ボランティア参加(令和元年9月)



地域文化の発展のために

ちびっこ絵画展開催(令和元年5月)



米子がいな祭り参加(令和元年7月)



皆生温泉観光宣伝隊(令和元年10月)

信用金庫のネットワークを活かし、鳥取県西部地域の観光資源をPRするため、2001年より活動に参画しています。このたびは城南信用金庫が主催する地方創生をテーマとした大商談会にブース出展しました。永年にわたって活動しており、昨年も多くのお客さまにお越しいただきました。



城北信用金庫 御一行様

地元企業の宣伝機会の創出



“元気な会社のいい仕事”をご紹介する地域経済応援番組の番組スポンサーを務めています。この番組を通じて、お客さまに“新しいご縁”をお届けし、地域社会の発展に繋がるよう取り組んでいます。

スポーツ振興への取り組み

第26回よなごしんきんふれあい健康ウォーク開催(令和元年11月)



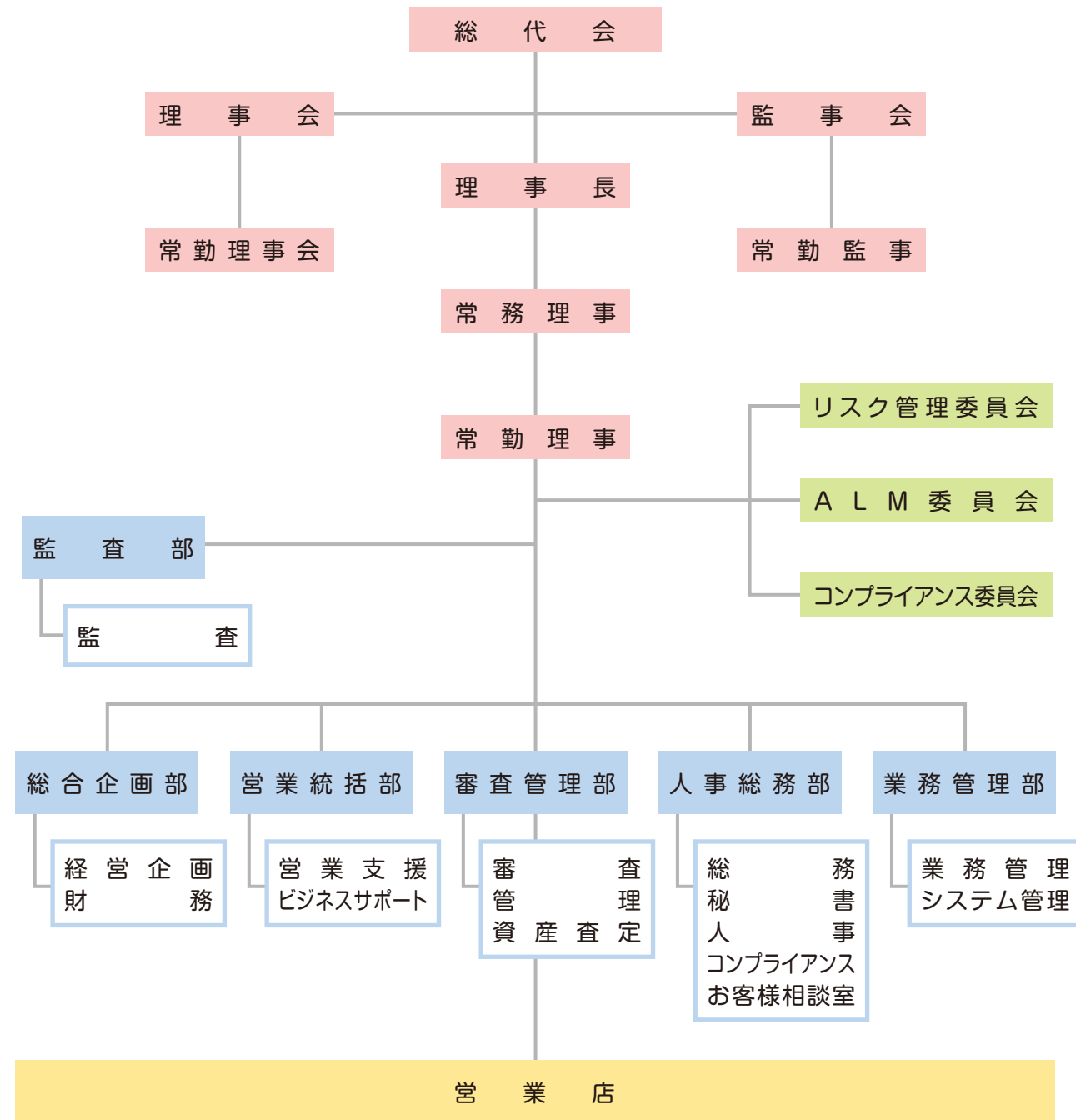
よなごしんきん夏休みリサイクルアイデア展開催(令和元年10月)



組 織 と 役 員

令和2年7月1日現在

米子信用金庫機構図



役 員

理 事 長	青砥 隆志	理 事	坂口 清太郎
常務理事	山崎 武	理 事	堀田 收
常務理事	板垣 慶太	理 事	並河 元
常務理事	御堂河内 哲	常勤監事	金折 良一
常勤理事	岡村 哲晶	監 事	川中 修一
		監 事	宮永 秀昭

執行役員

業務執行役員 竹内 正美

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

米子信用金庫のあゆみ

沿 革

大正 11年 12月	産業組合法による「有限責任米子信用組合」設立認可 坂口豊蔵 初代組合長に就任
昭和 7年 3月	坂口惣五郎 第二代組合長に就任
14年 4月	仙田定太郎 第三代組合長に就任
18年 10月	市街地信用組合法により「米子信用組合」に改組
23年 5月	青砥喜三郎 第四代組合長に就任
26年 10月	信用金庫法に基づく「米子信用金庫」に改組
27年 10月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡を加える
29年 5月	内国為替業務開始
32年 4月	安来信用金庫を合併(安来信用金庫本店を安来支店、荒島支店、揖屋支店として引き継ぐ)
33年 6月	営業地区を拡張し隠岐島全域および島根半島の一部を加える
44年 10月	本店新築移転(旧本店を本町支店として開設)
46年 9月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡大栄町全域と島根県八束郡宍道町を加える
51年 6月	営業地区を拡張し、島根県出雲市、平田市、簸川郡斐川町、大社町を加える
52年 2月	中国地区共同事務センターに加盟しオンライン開始
54年 5月	青砥喜三郎 会長に就任 藤原孝太 第五代理事長に就任
58年 5月	青砥順 第六代理事長に就任
6月	国債等窓口販売業務開始
平成 7年 3月	鳥取県収入証紙小売りさばき業務開始
11年 3月	郵貯ATMとの相互接続開始
12年 6月	青砥順 会長に就任 内海敏 第七代理事長に就任
12月	しんきんATMゼロネットサービス開始
13年 4月	損害保険窓口販売業務開始
14年 1月	売掛債権担保融資保証制度取扱開始
7月	投資信託窓口販売業務開始
10月	生命保険窓口販売業務開始
15年 3月	個人向け国債の取扱開始
16年 1月	インターネットバンキングサービス開始
6月	鷲見邦弘 第八代理事長に就任
9月	ローンセンター開設
10月	「さんいんネットサービス」の開始 (山陰の7信金と山陰合同銀行とのCD・ATM利用手数料の無料化)
17年 1月	無利息型普通預金の取扱開始
3月	お客様相談室の開設
10月	ローンセンター、米原支店に移転オープン(土日営業開始)

18年 3月	特定社債(保証協会保証付)引受事務取扱開始
7月	溝口支店、南支店へ統合
9月	PBC米原支店リニューアルオープン
9月	中小企業金融公庫(現(株)日本政策金融公庫)の証券化支援業務を活用したCLO(ローン担保証券)の取扱い実施
19年 3月	アレンジャーとして信金業界における広域型シンジケートローン組成 (大阪市信用金庫(現 大阪シティ信用金庫) 他3金庫)
5月	商店街創業相談窓口を設置 (本町支店・境港支店)
20年 9月	御来屋支店、淀江支店へ統合
21年 9月	駅前支店、本町支店へ統合 旗ヶ崎支店、西支店へ統合 米原支店、本店パーソナルバンキングセンター出張所へ変更
22年 3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)
6月	西支店新築移転オープン
9月	東支店、本店営業部東出張所へ変更 皆生支店、北支店皆生出張所へ変更
12月	「よなごしんきんポイントカード」取扱開始
23年 7月	皆生出張所店舗内店舗化実施
9月	東出張所新築移転オープン
10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア開催(松江市)
24年 6月	青砥隆志 第九代理事長に就任
9月	東出張所を東支店へ、南支店を東支店南出張所へ変更 東出雲支店(旧揖屋支店)新築移転オープン
25年 2月	「よなごしんきんでんさいサービス」取扱開始
7月	赤碕支店、本店営業部赤碕出張所へ変更
8月	当金庫スポンサーテレビ番組「ぐっジョブ」放映開始
11月	「よなごしんきん地域応援ファンド」の取扱い実施 第3回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)
26年 7月	皆生出張所(北支店店舗内店舗)、北支店へ統合
10月	第4回山陰しんきんビジネスフェア開催(出雲市)
27年 11月	北支店新築移転オープン
28年 7月	三柳支店、北支店へ統合
10月	第5回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子市)
29年 4月	よなごしんきんCSR私募債「輝く未来」取扱開始
8月	伯耆国「大山開山1300年祭」広報活動の協力に係る協定締結
9月	カラーユニバーサルデザイン通帳 取扱開始
10月	(株)日本政策金融公庫との業務連携・協力に係る覚書調印
11月	南出張所、東支店店舗内店舗化実施
30年 7月	松江支店・松江北支店(店舗内店舗)移転オープン 地域情報発信活動「よなっ子通信」開始
11月	第6回山陰しんきんビジネスフェア開催(松江市)
令和元年10月	SMS(ショートメールサービス)による商品・サービス等の案内開始
2年 2月	新型コロナウイルスに関する融資相談窓口設置



総代会制度について

1. 総代会制度

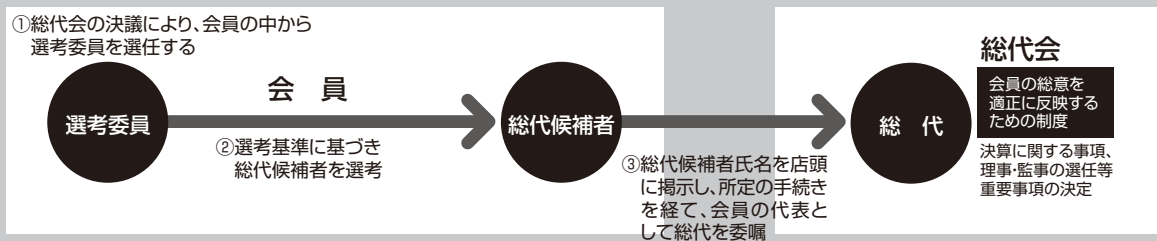
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまカードの店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈総代会は会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です〉



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、90～120人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和2年3月31日現在の総代数は107人で、会員数は16,018人です。

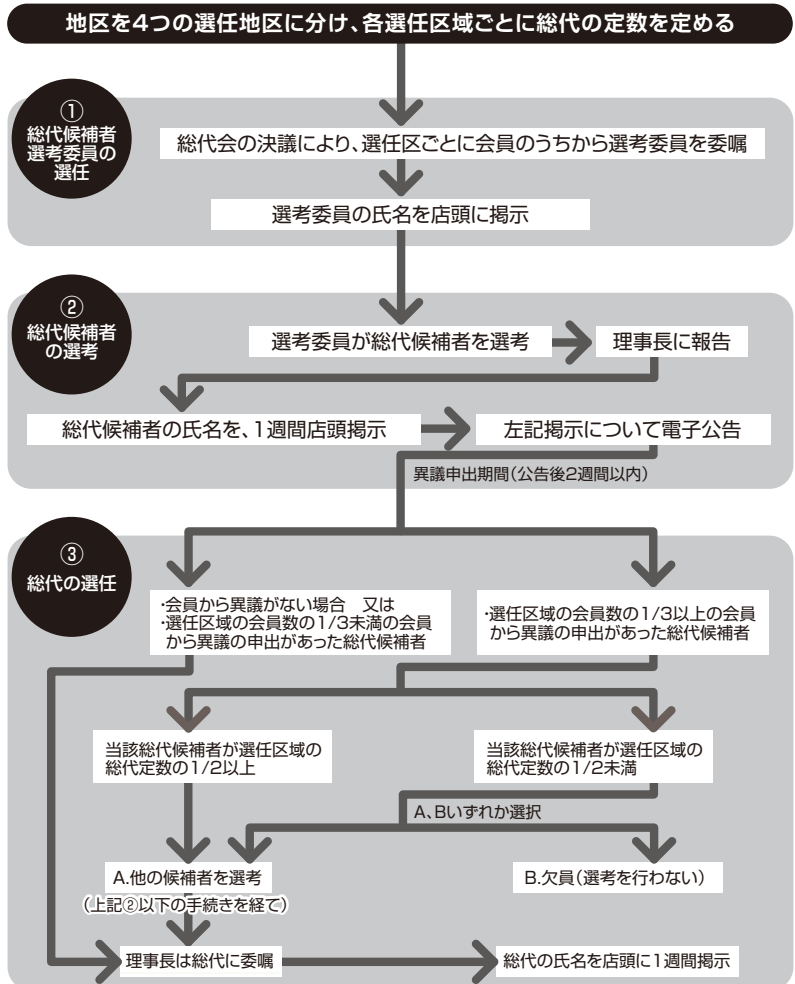
(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で80歳を超えていないこと
- ②適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有していること
 - ・良識をもって正しい判断ができること
 - ・人格・識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できること
 - ・その他、総代として適切と思われること

総代が選任されるまでの手続きについて



3. 第98期通常総代会の決議事項

第98期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第98期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について

② 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 定款の一部変更について
- 第3号議案 会員の除名について
- 第4号議案 理事及び監事の選任について
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈について

上記議案は原案どおり承認可決されました。

4. 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名
第1区 米子市	62名	青砥 明宣⑪ 浅中 孝次⑦ 足立 英市⑦ 安達 哲也④ 阿部 信行⑥ 伊坂 博⑤ 井上 賢明② 井上 園子⑤ 上田 清美⑪ 上田 博久⑦ 宇田川 英二① 内田 幸男③ 梅林 哲朗⑨ 岡本 日出夫⑩ 尾沢 三夫⑧ 笠岡 範之④ 加藤 典裕① 金山 博真⑥ 河崎 睦男⑨ 河端 明彦④ 越河 貴文① 小西 慶太⑤ 小林 重喜② 佐久間 信④ 柴野 憲史⑥ 島津 捷一⑦ 清水 康之⑦ 須山 裕文① 高橋 孝之③ 田口 立身⑥ 多林 美智子① 田本 寛光⑦ 辻 一郎① 鶴田 陽介⑤ 土井 一朗④ 永島 清孝⑤ 中島 太郎④ 永見 吉平⑦ 難波 収④ 野津 一成⑩ 波多野 和雄⑥ 秦野 博行① 羽子田 靖彦⑥ 樋口 秀夫② 廣江 智③ 福本 昌子⑤ 本城 謙始② 舞立 嘉之⑨ 樋口 忠蔵⑦ 松浦 常明④ 松田 恒勇⑥ 松浪 昭二④ 松村 順史② 松本 啓④ 松本 晴之② 三島 美博④ 持田 光雄⑨ 望月 真彦⑦ 森脇 孝③ 柳谷 由里③ 山根 宏典③ 八幡 清志③
第2区 境港市	7名	赤石 有平④ 足立 統一郎⑬ 岡田 端⑬ 奥森 清④ 黒田 耕⑥ 庄司 尚史③ 森脇 哲雄⑤
第3区 鳥取県西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町、北栄町(旧北条町を除く)	14名	井木 敏晴① 板谷 登祥⑥ 上田 啓悟① 宇田川 敏則⑦ 馬野 慎一郎① 絹見 安史⑤ 中川 郁夫① 野間田 節雄⑪ 秦 伊知郎④ 樋口 茂⑤ 藤谷 実道⑧ 船越 秀志① 細田 耕治④ 和田 秋男⑤
第4区 松江市、安来市、出雲市(旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く)隠岐郡	24名	浅野 真一⑤ 大島 末久⑤ 奥田 薫④ 加藤 勇⑤ 門脇 徳夫⑤ 木口 重樹③ 古藤 年雄⑧ 小林 一夫③ 寿山 誠司③ 寿山 道徳① 竹内 悟夫⑤ 田中 道夫⑤ 坪内 孝満⑨ 中田 孝幸⑤ 中村 清司③ 原 庸一⑨ 福田 照三⑥ 福村 浩一⑤ 船来 捷⑧ 松原 一夫⑤ 三島 伸夫① 森脇 寛④ 山田 登① 渡部 憲生⑬

(令和2年7月1日現在 五十音順、敬称略)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人役員90.6%、個人事業主4.6%、個人4.6%
年代別	70代以上47.6%、60代30.8%、50代18.6%、40代2.8%
業種別	製造業11.6%、建設業19.4%、情報通信業1.9%、運輸・郵便業0.9%、卸・小売業39.8%、不動産業4.8%、各種サービス業21.3%

※業種別の構成比は、法人・法人役員、個人事業主に限る。



商品・サービスのご案内

(令和2年7月1日現在)

預金業務					
預金の種類		期 間	お預入れ金額	特 色	
総合口座	普通預金	出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金および定期積金をセットして、「貯める・受取る・支払う・借りる」の四つの機能があります。公共料金の自動支払口座として、また給与・年金等の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。また、いざというときには総合口座にお預入れの定期預金と定期積金掛込み残高の合計の90%、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。キャッシュカードをセットされると便利です。キャッシュカードはデビットカードの加盟店でお買い物代金等のお支払いにご利用いただけます。年金の受取りを指定いただきますと、①毎年お誕生日プレゼント、②定期預金優遇金利の特典がございます。	
	スーパー定期	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の自動継続	1万円以上 (ただし大口定期は1,000万円以上)		
	大口定期預金				
	期日指定定期預金	3年の自動継続			
	変動金利定期預金	1年・2年・3年の自動継続			
	スーパー積金	6か月～60か月	毎月3,000円以上		
無利息型普通預金 (決済用預金)		出し入れ自由	1円以上	預金保険制度により全額保護されます。公共料金等の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りの決済用口座としてご利用いただけます。個人のお客さまについては、総合口座のお取り扱いもできます。	
貯蓄預金		出し入れ自由	1円以上	お預入れ残高が多いほど金利が有利です。普通預金から資金を移動させるスイングサービスもご利用いただけます。	
納税準備預金		ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	納税に備えるための預金で、お利息には税金がかかりません。	
通知預金		7日以上	1万円以上	まとまった資金を短期間にムダなく活かせます。	
当座預金		出し入れ自由	1円以上	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	
スーパー定期		1か月以上5年以内	100円以上	個人のお客さまの期間3年以上のお利息は6か月毎に複利計算する有利な預金です。マル優もご利用いただけます。	
期日指定定期預金		1年以上3年以内	100円以上300万円未満	お利息は1年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。	
大口定期預金		1か月以上5年以内	1,000万円以上	大口資金を高利回りに運用いただけます。	
変動金利定期預金		1年以上3年以内	100円以上	6か月毎に利率が変動する定期預金です。お利息は6か月毎の複利計算(個人のお客さまに限りです)。	
優遇金利定期預金 「えび寿300」		1年・2年・3年・4年・5年	1人最高300万円まで	当金庫に年金のお受取りを指定または予約していただいている方を対象に定期預金利率を優遇いたします。	
セレモニー定期預金		1年	10万円以上1,000万円未満 (葬儀費用相当額まで)	生前に葬儀費用の手当てを済ませておきたい意向のある方のニーズに対応するため、地元葬儀会社、専門家と提携した専用商品です。	
積立式期日指定定期預金 (エンドレス型) 愛称:DANDAN積定		積立期間の定めはありません	1,000円以上	分割預入毎に一口の期日指定定期預金としてお預かりします。預入方法は普通預金等からの自動振替。お利息は、1年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。	
スーパー積金		6か月～60か月	1,000円以上	生活設計、目的に合わせた資金づくりに最適です。	
消費税専用定期積金 「納め上手」		6か月～1年以内	1万円以上	法人、個人事業主さま向け消費税納付準備専用の定期積金です。	
後見支援預金		期間の定めはありません	1円以上	家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱いします。	
財形預金	一般財形預金	3年以上	100円以上	給料・ボーナスからの天引きで、財産づくりに有利です。	
	財形年金預金	5年以上	100円以上	退職後の生活に備えて	財形年金と財形住宅を合わせて550万円まで非課税です。
	財形住宅預金			マイホームの資金づくりに	

※詳しくは、当金庫の窓口でお尋ねください。

貸出業務					
個人向けローン					
ローンの種類		お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
住宅ローン	変動金利型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変更されます。	1億円以内	35年以内	担保:土地・建物 保証会社の保証
	固定・変動金利選択型	適用利率は、固定型と変動型の選択が可能です。			
	無担保住宅ローン	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。	2,000万円以内	20年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	リバースモーゲージ	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。	5,000万円以内	お申込人ご本人が亡くなるまで	担保:土地・建物 住宅金融支援機構の住宅融資保険付
カーライフプラン		自動車購入および諸費用・免許取得・車検・修理費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
教育ローン	教育カードローン	大学・大学院・短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、高等専門学校等の入学金・授業料等の学資金。	1子あたり500万円以内	卒業時より証書貸付10年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	教育プラン		1,000万円以内	16年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
カードローン	カードローン	自由です。(事業資金は除きます)	100万円以内	3年以内 (更新可能)	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	カードローンきゃっする500		500万円以内		
	カードローンプレミア		300万円以内		
	カードローン楽円くん		50万円以内		
フリーローン	フリーローンプラス	自由です。 (おまとめ資金、事業資金にもご利用いただけます)	1,000万円以内 (事業資金は300万円以内)	15年以内	担保:原則必要ありません 保証会社の保証
	ゆとりローン		1,500万円以内 (事業資金は300万円以内)	15年以内 (有担保は20年以内)	担保:融資金額500万円以下 原則不要 保証会社の保証
	快決くん		500万円以内	10年以内	担保:必要ありません 保証会社の保証
	フリーローンS		1,000万円以内	10年以内	担保:必要ありません 保証会社の保証
事業者向けローン					
ローンの種類		お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
無担保スピードローン		中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	法人: 1,000万円以内 個人事業主: 300万円以内	5年以内	担保:必要ありません 保証人: 法人 原則代表者1名 個人事業者 必要ありません
創業サポート資金 (日本公庫協調商品)		創業予定者や第2創業者の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	2,000万円以内 (運転資金は1,000万円以内)	運転資金: 5年以内 設備資金: 10年以内	担保:原則必要ありません (※ただし、土地建物購入時は必要です) 保証人: 法人 原則代表者1名 個人事業者 原則事業従事者1名
短期継続型融資 「Repeat」		中小企業・個人事業主の方の運転・借換資金にご利用いただけるローンです。	1,500万円以内	1年以内 (最大4回更新可能)	担保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
スタートライン		当金庫と新たに融資取引を始められる中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただける当座貸越のローンです。	100万円・200万円・300万円の中からお選びいただけます	2年以内 (最大2回更新可能)	担保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
地方公共団体制度融資		県および市町村で制度化している中小企業のみなさま向けの融資をお取り扱いしております。			

※ローン商品には変動金利商品のように、お客さまの予想に反して金利が上下するものもございますので、ご利用に当たっては当金庫の窓口や営業担当者に
お尋ねになるなど、よくご確認のうえご利用ください。

内国為替業務	
	内 容
振込・送金	当金庫の本支店、全国の金融機関へ振込やご送金を確実にスピーディにお取り扱いいたします。
代金取立	手形・小切手などをお取り立てし、ご指定の口座に入金します。

付帯業務・その他のサービス	
	内 容
代理業務貸付	信金中央金庫、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構など。
債務保証	一般の債務保証及び公共工事金銭保証を行っています。
公共債の窓口販売	公共債(個人向け国債、地方債)のお申し込みを窓口で取り扱っています。
収入証紙の販売	鳥取県収入証紙を当金庫の鳥取県内の各支店でお買い求めできます。
貸金庫	有価証券や重要書類など貴重品を安全に保管し、災害や盗難からお守りします。 (境港支店にて取扱)
夜間金庫	売上代金など営業時間外でも安全に保管いたします。年中無休でお取り扱いしております。
公金の収納	所得税、自動車税、固定資産税、県市町村民税、社会保険料等のお払い込みができます。
キャッシュ・サービス	全国の信用金庫のどの支店でもキャッシュカードによるお引き出しおよびお預け入れができます。 また、銀行、ゆうちょ銀行、農協、セブンイレブン、ローソン、イオン銀行等でのお引き出し、残高照会ができます。
クレジットカード	しんきんVISA・JCBカード等をお取り扱いしております。 CD・ATMでキャッシュサービスが受けられます。
デビットカード	デパート、商店など(J-Debit加盟店)でお買い物をする場合に当金庫のキャッシュカードでお支払いいただけます。
ATMによる振込	ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。即時振込の取扱時間が拡大し、15時以降もお振り込みができます。(振込先の預金種目や口座状態によってはお振り込みができない場合があります。)
自動振込サービス	学費や家賃、駐車場料金の支払など、振込先を登録いただくことにより、ご指定の日に自動的にお支払い口座から払い出し、ご指定の口座に振込します。
自動受取	給与、ボーナス、年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払	公共料金、保険料、クレジット代金等が一度お手続きいただくだけで、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
インターネットバンキング(個人用)	お客さまのパソコン・携帯電話機・スマートフォンからインターネットを利用して、振込・振替、定期預金の預入・解約や残高照会・入金明細照会ができます。
インターネットバンキング(法人用)	お客さまのパソコンからインターネットを利用して、オフィスやご自宅で取引口座の残高・取引明細の照会・振込・振替がリアルタイムにできます。また、総合振込・給与振込・口座振替等の大量データを一括送信することができます。
投信インターネットサービス	インターネットによる投資信託の買付・解約、残高照会・取引履歴照会、および顧客宛帳票の電子交付ができます。
メールオーダーサービス	住所変更の手続きが郵送でできるサービスです。ご来店いただくことなくお手続きをいただけるため、営業時間内にご来店が難しいお客さまやお近くに店舗窓口が無いお客さまにもご利用いただけます。
損害・生命保険の窓口販売	住宅ローン用長期火災保険及び住宅ローン・住宅融資用債務返済支援保険、死亡保険付個人年金保険(定額及び変額保険)、医療・がん保険、定期保険、終身保険、学資保険等の窓口販売を行っています。
投資信託の窓口販売	信金中央金庫が契約している投資信託会社のファンドからお選びいただけます。
確定拠出年金	個人型確定拠出年金制度(iDeCo)のお申込みを窓口で取り扱っております。
私募債の受託業務	事業者の皆さまの資金調達をお手伝いするため、私募債の受託業務を行っています。
国民年金基金取次業務	鳥取県及び島根県国民年金基金への加入申出の受理業務を行っています。

主な手数料一覧

(注)手数料には、消費税10%相当額が含まれています。

○振込手数料(1件につき) (令和2年7月1日現在)

		振込金額	窓口受付		ATM利用	
			非会員	会 員	非会員	会 員
同 店 内	振替扱い	3万円未満	110円	55円	無 料	無 料
		3万円以上	330円	220円		
	現金扱い	3万円未満	440円	440円	220円	220円
		3万円以上			330円	330円
本 支 店 宛	振替扱い	3万円未満	220円	220円	無 料	無 料
		3万円以上	440円	440円		
	現金扱い	3万円未満	550円	550円	220円	220円
		3万円以上			330円	330円
他 行 宛	振替扱い	3万円未満	660円	550円	440円	220円
		3万円以上	880円	770円	660円	440円
	現金扱い	3万円未満	1,100円	1,100円	550円	550円
		3万円以上			770円	770円

※視覚障がいまたはその他の障がいのあるATMのご利用が困難なお客さまに対しては、窓口受付の手数料をATM扱いの手数料と同一とさせていただきます。

		同一店内		本支店宛		他行宛	
		非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員
法人インターネットバンキング	3万円未満	無 料	無 料	55円	55円	330円	330円
	3万円以上			110円	110円	550円	550円
個人インターネットバンキング	3万円未満	無 料	無 料	無 料	無 料	110円	110円
	3万円以上						
モバイルバンキング	3万円未満	無 料	無 料	55円	55円	110円	110円
	3万円以上						
FB・HB	3万円未満	無 料	無 料	110円	110円	440円	330円
	3万円以上			220円	220円	550円	440円
定額自動送金	3万円未満	55円	55円	110円	110円	440円	330円
	3万円以上			220円	220円	550円	440円

○代金取立手数料(1件につき)※

同一手形交換所内 (手形・小切手)	当金庫本支店宛	220円
	他行庫宛	
他手形交換所内 (手形・小切手)	当金庫本支店宛	440円
	他行庫宛	660円

※指定の手数料を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

○組戻・不渡手形返却手数料(1件につき)※

組戻手数料	880円
不渡手形返却料	

○送金手数料(1件につき)

当金庫本支店宛	440円
他行庫宛	660円

○証明書発行手数料(1件につき)

残高照会書	
当金庫所定用紙(定例発行)	330円
当金庫所定用紙(都度発行)	550円
上記以外の用紙	3,300円
融資証明書	11,000円

○CD・ATM利用手数料(1回当たり)

キャッシュカードの種類		ご利用時間帯等		他行との共同コーナーご利用の場合	
1. 当金庫のカード	平 日	午後6時まで	無 料	午後6時まで	無 料
		午後6時以降	◎ 110円	午後6時以降	110円
	土 曜 日	午後2時まで	無 料	午後2時まで	無 料
		午後2時以降	◎ 110円	午後2時以降	110円
2. 全国の信用金庫のカード 山陰合同銀行のカード	平 日	午後6時まで	無 料	午後6時まで	110円
		午後6時以降	110円	午後6時以降	220円
	土 曜 日	午後2時まで	無 料	終 日	220円
		午後2時以降	110円		
3. 上記以外のカード	平 日	午後6時まで	110円	※◎印：当金庫出資会員の方は、当金庫のATMコーナーをご利用の場合、時間外手数料が無料となります。	
		午後6時以降	220円		
	土 曜 日	午後2時まで	110円		
		午後2時以降	220円		
	日曜日・祝日	終 日	220円		
		終 日	220円		

○両替、金種指定支払、大量硬貨入金手数料(※)

枚 数	窓口両替 金種指定支払、大量硬貨入金
1～50枚	無 料
51～100枚	440円
101～500枚	550円
501～1,000枚	1,100円
1,001～1,500枚	1,650円
以後500枚ごとに550円を追加	

※個人・法人を問わず全てのお客さまが対象となります。両替枚数の基準は、お客さまのお持込み枚数またはお受取枚数のいずれが多い方の枚数です。金種指定支払のお取扱い枚数は「お引き出し総枚数から万円券を除いた枚数」で、大量硬貨入金のお取扱い枚数は「ご入金される硬貨の枚数」で計算いたします。複数に分けられたご依頼でも、実質的に同一のお取引については、合算した金種枚数が手数料の対象となります。

○その他手数料

	非会員	会 員
約束手形帳(50枚)	660円	550円
為替手形帳(25枚)		
小切手帳(50枚)	550円	440円
自己宛小切手(1枚)	330円	220円
通帳・カード再発行手数料	1,100円	990円

リスク管理について

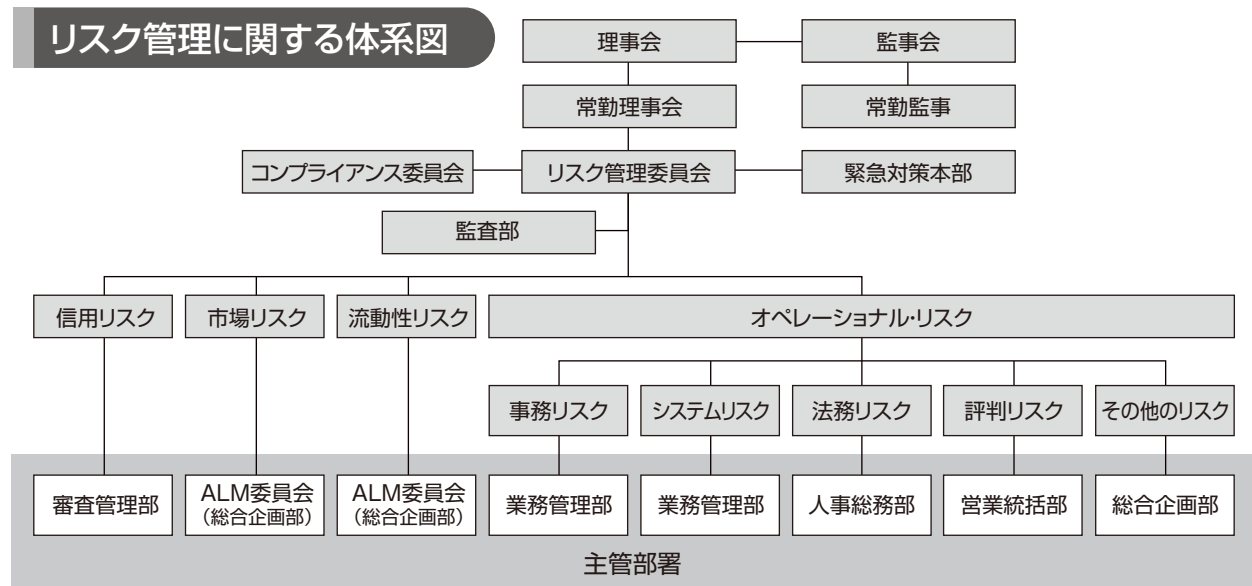
自己資本の充実の状況等

リスク管理の体制について

金融の自由化、グローバル化が進み、金融サービスや金融業務が多様化・高度化してくる一方で、情報技術の進展に伴う金融業務の機械化等により、さまざまなリスクが増大してきています。

当金庫は、「リスク管理の徹底」を経営の最重要課題として取り組み、経営の健全性の維持と適正な収益確保に努めております。「リスク管理規程」や「リスク管理要領」等を制定し、リスク毎の管理部署を定めリスク管理態勢の整備を図っております。さらに、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と適切な管理に努めております。また、金融庁検査や日本銀行審査も定期的に実施されております。

- | | |
|-------------|---|
| 1.健全経営 | 健全かつ安定した経営を行うため、統合的リスク管理を基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。 |
| 2.リスクコントロール | リスクの特性に応じ、分散化、極小化等リスクコントロールを行っております。 |
| 3.適切なリスク管理 | 統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理しております。 |
| 4.安定収益の確保 | 統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。 |



信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先(貸出先)の財務状況の悪化などにより、融資の回収(元金・利息)が困難となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

融資の審査・管理においては、貸出資産の健全性を確保するために、審査管理部門と営業統括部門を分離し、厳格な審査態勢をとるとともに、相互に牽制が働く体制としています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、特定業種と大口与信先への与信集中によるリスクを制御するため、定期的にモニタリングを行い、さまざまな角度から分析を導入し、その結果をリスク管理委員会にて審議しております。また、当金庫では、信用格付システムや不動産評価システムの導入等を行い、信用リスク計測における精緻化を図っております。

信用コストである貸倒引当金については、法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対しては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額に対して引当金を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に対しては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して全額を引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトとは、債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法の中で標準的手法(あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する手法)を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の付する格付(外部格付)の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部(有価証券等)について以下の4機関の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

1. 格付投資情報センター(R&I)
2. 日本格付研究所(JCR)
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(单位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ取引 以外のオフ・バランス取引		債 券			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内	177,886	172,862	109,525	112,011	876	5,158	157	272
国 外	—	13,220	—	—	0	13,220	—	—
地 域 別 合 計	177,886	186,083	109,525	112,011	876	18,378	157	272
製 造 業	8,452	8,161	7,300	7,312	283	580	—	—
農、林、漁業	273	350	273	350	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	122	100	122	100	—	—	—	—
建設業	8,078	9,305	7,797	8,684	—	620	55	50
電気・ガス・熱供給・水道業	1,550	1,113	548	577	34	501	—	—
情報通信業	256	654	256	215	25	413	—	—
運輸業、郵便業	2,881	2,698	1,762	1,983	33	707	—	—
卸売業、小売業	11,228	10,512	10,326	9,881	—	630	17	119
金融業、保険業	20,121	17,166	2,929	3,422	484	13,583	—	—
不動産業	22,904	22,177	21,753	21,575	2	600	35	43
物品賃貸業	97	23	97	23	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,020	999	1,020	999	—	—	—	—
宿泊業	7,007	6,902	7,007	6,902	—	—	—	—
飲食業	3,054	3,189	3,054	3,089	—	100	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,948	2,080	1,948	2,070	10	—	—	—
教育・学習支援業	1,045	949	1,045	949	—	—	—	—
医療・福祉	4,666	4,337	4,416	4,087	—	250	—	—
その他のサービス	4,662	4,955	4,512	4,663	2	290	21	37
国・地方公共団体等	13,249	10,786	10,139	10,686	—	100	—	—
個人	23,136	24,358	23,136	24,358	—	—	27	21
その他	42,130	55,259	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	177,886	186,083	109,525	112,011	876	18,378	157	272
1 年 以 下	28,015	26,938	25,624	25,104	1	1,804		
1 年 超 3 年 以 下	12,433	13,523	9,940	9,651	31	3,866		
3 年 超 5 年 以 下	21,925	20,324	13,702	15,050	6	5,273		
5 年 超 7 年 以 下	17,569	16,416	13,465	14,598	14	1,755		
7 年 超 1 0 年 以 下	29,872	26,960	24,884	22,573	9	4,377		
1 0 年 超	25,048	25,903	20,940	24,602	—	1,301		
期間の定めのないもの	43,021	56,014	891	354	812	—		
残 存 期 間 別 合 計	177,886	186,083	109,448	111,934	876	18,378		

(注)1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には、現金、有形固定資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金残高及び貸出金償却

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金 期末残高		貸出金償却	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製 造 業	53	59	—	—
農 、 林 、 漁 業	60	68	—	—
建 設 業	—	—	31	1
情 報 通 信 業	2	3	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	312	325	16	608
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	72	77	—	—
宿 泊 業	—	—	—	37
飲 食 業	111	113	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	98	114	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—
個 人	4	9	—	—
そ の 他	16	15	—	—
合 計	734	787	49	647

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、44ページに掲載しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、信用リスク・アセット額を算出する際、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除することができる手法のことです。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

当金庫では、信用リスク削減について以下の手法を採用しております。

1.適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額は貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2.貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、貸出先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しております。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額を信用リスク削減額としておりますが、貸出金の残存期間を下回る預金については削減を行っておりません。

3.保証

保証債権(保証される部分に限る)については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している場合、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、当金庫では、融資判断に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の方の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の判断姿勢に徹しております。ただし、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	平成30年度		令和元年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	2,118	7,449	2,069	7,650

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	25,114	—	35,780
10%	—	13,465	—	13,003
20%	9,319	32,429	7,813	32,852
35%	—	14,679	—	14,326
40%	2,705	—	2,705	—
50%	4,403	186	2,303	315
75%	—	32,352	—	34,190
100%	1,602	41,570	3,015	39,482
150%	—	57	—	293
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	177,886		186,083	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

市場リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクには、金利変動に伴い損失を被る「金利リスク」と有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴って損失が発生する「為替リスク」があります。

当金庫では、市場リスクについて、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともに、市場リスクの

管理と配分による適切な収益の確保を目的としております。
リスク・ファクターの変動については、「ALM委員会」を設置し、資産・負債のバランスを総合的に管理しております。具体的には、金融動向と金利予測をベースに収益実績の管理、収益シミュレーションの策定を行い、その予測と実績の差異などを把握・検討し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ資金調達・運用の効率化と適正収益の確保を図り、協議内容についてはリスク管理委員会へ、また必要に応じて常勤理事会へ付議・報告しております。

リスク量については、有価証券VaR、金利リスク量及び株式・投資信託等の価格変動リスク量を計測し、自己資本への影響度のモニタリングを行い、ポートフォリオの適正化を図っております。

流動性リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が適正な水準を維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況について「ALM委員会」へ報告し、必要に応じて常勤理事会へ付議・報告しております。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、平時より信金中央金庫に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保するほか、資金繰り状況に応じた対応策を「流動性危機対応マニュアル」において定め、不測の事態に備えております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、徹底して抑制・回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「評判リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、同手法に基づく令和2年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、394百万円となりました。

自己資本の構成に関する事項

本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	米子信用金庫	米子信用金庫	米子信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,061百万円	600百万円	733百万円
償還期限	—	—	令和5年11月30日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日(平成25年12月30日)より5年が経過した日以降、監督官庁に事前に提出され、受理された場合、残高の全部又は一部を償還可能

■自己資本比率

当金庫の令和2年3月期の自己資本比率は8.15%で、信用金庫等の国内で業務を行う金融機関に課せられた最低の基準である4%を大きく上回る水準を維持し、健全性は十分に確保されております。

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるための主要なバロメーターとなります。当金庫の自己資本のうち、配当や利払い等返済負担のないこれまでの利益の蓄積である「特別積立金」の額は1,526百万円であります。今後も当金庫は、健全経営に徹し収益力の強化を図りながら安定した自己資本の積み上げを行っていき、強固な経営基盤を確立することが最も重要な課題であると考えております。

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	5,186	5,395
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,090	3,261
うち、利益剰余金の額	2,158	2,200
うち、外部流出予定額(△)	62	66
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,057	1,051
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,057	1,051
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	933	733
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	159	121
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,337	7,302
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	34
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	22	34
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	7,314	7,268
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,637	84,153
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計	△ 717	△ 749
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	708	675
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,960	4,933
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	89,598	89,087
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.16%	8.15%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	84,637	3,385	84,153	3,366
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	83,166	3,326	82,734	3,309
(i)ソブリン向け	390	15	115	4
(ii)金融機関向け	9,270	370	9,344	373
(iii)法人等向け	28,617	1,144	27,827	1,113
(iv)中小企業等・個人向け	21,753	870	23,121	924
(v)抵当権付住宅ローン	5,089	203	4,960	198
(vi)不動産取得等事業向け	9,424	376	9,454	378
(vii)3ヵ月以上延滞等	183	7	518	20
(ix)その他	1,704	68	1,753	70
(x)上記以外	6,733	269	5,639	225
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,816	72	862	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,542	101	2,400	96
②証券化エクスポージャー	267	10	166	6
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	267	10	166	6
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,846	73	1,946	77
ルックスルー方式	1,846	73	1,946	77
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	708	28	675	27
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	73	2	54	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,960	198	4,933	197
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	89,598	3,583	89,087	3,563

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、リスクヘッジを目的に派生商品取引を行っております。派生商品取引には市場リスクや取引相手方に対する信用リスクが内包され、カレント・エクスポージャー方式によって与信相当額を算出しております。

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
外国為替関連取引の与信相当額	—	—
金利関連取引の与信相当額	4	4
株式関連取引の与信相当額	—	—

※長期決済期間取引に該当するものではありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資等の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。
一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

- 1.格付投資情報センター(R&I)
- 2.日本格付研究所(JCR)
- 3.スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
- 4.ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,793	—	1,169	—

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト 区分(%)	平成30年度				令和元年度			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0% ～ 15%未満	592	—	2	—	400	—	1	—
15% ～ 50%未満	1,200	—	8	—	769	—	5	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,793	—	10	—	1,169	—	6	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

■出資等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

- 1.銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。
- 2.そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額の遵守状況を定期的にALM委員会、リスク管理委員会で他のリスクと併せて協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。一方、非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合等への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいて適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤理事会に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
- なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	631	631	37	37
非上場株式等	1,171	—	1,206	—
合 計	1,802	631	1,244	37

(注)1.「上場株式等」は、上場株式のほか信金中央金庫優先出資証券です。
2.「非上場株式」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資金等です。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
売却益	4	187
売却損	—	7
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	4	△3

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	ルック・スルー方式を適用する エクスポージャー	マンドート方式を適用する エクスポージャー	蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	フォールバック方式(1250%)を適用する エクスポージャー
平成30年度	15,791	—	—	—	—
令和元年度	7,967	—	—	—	—

■銀行勘定における金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、「99%タイル又は1%タイル値」による金利ショックを毎月、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(ΔEVE)を四半期毎に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

他にも、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを計測し、「ALM委員会」、「リスク管理委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスクのコントロールについては、資産や負債の残高や期間構成を変化させるだけでなく、金利スワップなどのヘッジ手段も使用しています。

■金利リスクの算定手法の概要

1. 金利リスクについて

定量的事項で開示されている金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(ΔEVE)および金利収益変動(ΔNII)を示しています。ΔEVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトのΔEVEが最大値となります。ΔNIIについては、いずれのシナリオも金利収益が減少しますが、金利上昇シナリオにおける金利収益の変動額の方が大きくなります。

普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の皆さまのご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金残高の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については考慮していません。算出した金利リスクが正となる通貨のみを合算し、通貨間の相関は考慮していません。スプレッド及びその変動は考慮していません。内部モデルは使用していません。

2. その他の金利リスク計測について

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債)について、金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫では、複数の金利変動幅のシナリオを想定し金利リスク量を計測しております。金利ショックを「99%タイル又は1%タイル値」で計算し、金利ラダー方式(金利更改日までのリスク量を計算する方式)により算定しております。普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、上記と同様のコア預金モデルを採用しています。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,163	2,786		426
2	下方パラレルシフト	—	—		22
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,163	2,786		426
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,314		7,268	

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

用語解説

自己資本関係	リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
	エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
	ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
	繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

信用リスク関係	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
	ALM	ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
	信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

市場リスク関係	派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
	オリジネーター	原資産の所有者。

金利リスク関係	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
	金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下2パーセントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
	パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
	ΔEVE	ΔEVE(Economic Value of Equity)は、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額のこと。
	ΔNII	ΔNII(Net Interest Income)は、金利ショックが基準日から12ヶ月間の純金利収入(受取利息と支払利息の差)に与える影響のこと。

法令遵守(コンプライアンス)の体制について

コンプライアンスとは、「法令やルール等を厳格に遵守し、さらには倫理等の社会的規範を忠実にかつ誠実に遵守し、公正な企業活動を遂行する」ことをいいます。

法令遵守(コンプライアンス)の基本方針

当金庫では、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「コンプライアンス態勢」の確立と実践こそが企業存立の大前提という理念に立ち、これを経営の最重要課題と位置付け、役職員全員が高い倫理観を持って職務にあたるよう、日頃から取り組んでいます。

- (1) 米子信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- (2) 創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献します。
- (3) あらゆる法令やルールを遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行います。
- (4) 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- (5) 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- (6) 環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- (7) 社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
- (8) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

コンプライアンス態勢強化への取り組み

当金庫では、金庫全体のコンプライアンスを統括する部署として、人事総務部を設置しています。毎年コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づいてコンプライアンスの実践を図っています。

コンプライアンスに関する規程として、企業倫理確立のための「倫理綱領」、職員が守るべき行動規範としての「倫理行動基準10ヵ条」、コンプライアンス上の問題点について報告し対応するための「コンプライアンス規程」、「不祥事件対応規程」、コンプライアンス違反等を通報するための「公益通報者保護規程」、遵守すべき法令事例等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」、反社会的勢力等に対して断固排除するための「反社会的勢力対応規程」などを制定し、役職員全員に配布し周知を図っています。本部・営業店のコンプライアンス取り組み状況に対する各種モニタリング、コンプライアンスに係る情報発信や研修等を通じた啓発活動を行っています。さらに本部・営業店に「コンプライアンス担当者」を配置することにより、本部・営業店が一体となってコンプライアンス態勢の実効性の確保を図っています。

また、お客さまからの相談・照会・要望・苦情等を受付ける「お客様相談室」を設置し、営業店の店頭にはお客さまから直接ご意見を頂くための「お客様カード(ハガキ)」を備え付けるなど、コンプライアンス態勢強化を図っています。

今期においても不祥事件を再び発生させないよう、コンプライアンス態勢の更なる強化に向けた取り組みを進めています。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報管理委員会を組織し、継続的な安全管理に努めております。

当金庫は、以下の個人データの安全管理措置を講じております。

1. 「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」、「個人情報保護規程」、「特定個人情報取扱規程」、「個人データの安全管理規程」、「個人情報等漏洩防止管理規程」、「個人情報の盗難・紛失等事故対策マニュアル」等の個人情報保護に関する規程を整備しております。
2. 個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人情報管理責任者を設置するとともに、営業店および本部各部に個人情報管理者を設置し、個人情報の取り扱いや保管状況の点検を実施し、個人情報保護の徹底を図っております。また監査部門による立ち入り監査を定期的に実施しております。更に、個人情報保護に関する説明会・研修会を全職員を対象に実施しております。
3. 全てのパソコン、端末装置にセキュリティーシステムを導入し個人情報の漏洩、滅失・毀損防止に万全を期しております。

金融商品の勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、断定的判断を申し上げたり、事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当金庫は、金融商品の適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

DATA REPORT CONTENTS

YONAGO SHINKIN DISCLOSURE 2020



資料編〔目次〕

直近の事業年度における事業の概況〔令和元年度の概況〕	29
財務諸表	30
預金に関する指標	36
貸出金等に関する指標	37
有価証券に関する指標	39
主要な業務の状況を示す指標	41
会員数・出資金	42
職員の状況	42
リスク管理債権の状況	43
金融再生法開示債権	44
貸倒引当金等	44

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
構成比、利回り、増減率等は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども米子信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはお客様相談室(電話:0120-475-818)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

■ 直近の事業年度における事業の概況【令和元年度の概況】

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によって大きな打撃を受け、当地においても厳しい影響が及んでいます。

こうした中、預金の期末残高は、180,828百万円と前期比1,403百万円（同0.77%）の減少となり、貸出金の期末残高は、109,335百万円と前期比2,016百万円（同1.87%）の増加となりました。

収益状況につきましては、有価証券の売却益が増加したことなどから経常収益は増加しました。一方で貸倒引当金繰入額や貸出金償却が増加したことなどから経常費用も増加しました。この結果、令和元年度決算は増収減益となりました。

自己資本比率につきましては、8.15%と前期比0.01ポイント低下しましたが、国内基準である4%の2倍以上を確保しております。また、不良債権比率は3.76%と前期比0.12ポイント上昇しました。

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
業務純益(百万円) (又は業務純損失(△))	323	418	△114	88	661
経常収益(百万円)	3,763	3,521	3,090	3,031	3,664
経常費用(百万円)	3,511	3,379	3,953	2,915	3,580
経常利益(百万円) (又は経常損失(△))	251	142	△863	115	84
当期純利益(百万円) (又は当期純損失(△))	107	112	△1,461	105	80
出資総額(百万円)	997	1,420	1,770	2,490	2,661
普通出資	697	1,120	1,470	1,890	2,061
優先出資	300	300	300	600	600
出資総口数(千口)	17,943	26,414	33,418	45,803	49,230
普通出資	13,943	22,414	29,418	37,803	41,230
優先出資	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000
純資産額(百万円)	5,626	5,360	4,051	5,880	5,643
総資産額(百万円)	198,655	200,777	195,308	192,677	191,878
預金積金残高(百万円)	189,087	189,090	185,090	182,232	180,828
貸出金残高(百万円)	110,485	111,125	110,472	107,319	109,335
有価証券残高(百万円)	48,131	43,014	38,530	44,846	27,686
単体自己資本比率(%)	8.84	8.95	7.23	8.16	8.15
普通出資に対する配当金(円) (出資1口(50円)当たり)	1	1	1	1	0.75
優先出資に対する配当金(円) (出資1口(50円)当たり)	6	6	6	6、3	6、3
役員数(人)	10	11	12	12	11
うち常勤役員数(人)	5	6	7	7	6
職員数(人)	215	208	200	200	198
会員数(人)	14,931	15,584	15,958	16,001	16,018

- (注) 1.業務純益とは、一般企業でいう営業利益に該当するもので金融機関が本来業務であげた利益のことで、収益力を示す重要な指標となっています。
- 2.経常収益とは、貸出金利息等の資金運用収益、為替手数料等の役務取引等収益、国債等債券売却益等のその他業務収益、株式等売却益等の臨時収益を合計したものです。
- 3.経常費用とは、預金利息等の資金調達費用、支払為替手数料等の役務取引等費用、国債等債券売却損等のその他業務費用、貸倒引当金繰入額、人件費や物件費等の経費、貸出金償却等の臨時費用を合計したものです。
- 4.経常利益＝経常収益－経常費用
- 5.残高計数は期末日現在のものであり、総資産には債務保証見返は含んでおりません。
- 6.自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
- なお、当金庫は国内基準を採用しております。
- 7.優先出資に対する配当金(出資1口当たり)は、配当率により年換算した金額を記載しております。

■ 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)		
科 目	第97期 (平成31年3月31日現在)	第98期 (令和2年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	4,484	4,029
預 け 金	36,331	51,355
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	0
有 価 証 券	44,846	27,686
国 債	2,353	—
地 方 債	824	101
社 債	11,187	6,236
株 式	429	379
そ の 他 の 証 券	30,051	20,968
貸 出 金	107,319	109,335
割 引 手 形	792	574
手 形 貸 付	7,971	4,470
証 書 貸 付	88,277	93,240
当 座 貸 越	10,278	11,048
そ の 他 資 産	1,321	1,126
未 決 済 為 替 貸	37	21
信 金 中 金 出 資 金	711	711
前 払 費 用	4	8
未 収 収 益	158	122
そ の 他 の 資 産	410	262
有 形 固 定 資 産	2,151	2,139
建 物	655	716
土 地	1,141	1,139
リ ー ス 資 産	5	—
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	348	284
無 形 固 定 資 産	31	47
ソ フ ト ウ ェ ア	19	36
その他の無形固定資産	11	11
繰 延 税 金 資 産	47	38
債 務 保 証 見 返	1,368	1,176
貸 倒 引 当 金	△ 3,855	△ 3,880
(うち個別貸倒引当金)	△ 734	△ 787
合 計	194,045	193,055

(負債及び純資産の部)		
科 目	第97期 (平成31年3月31日現在)	第98期 (令和2年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	182,232	180,828
当 座 預 金	3,455	3,236
普 通 預 金	75,847	79,706
貯 蓄 預 金	1,058	1,034
通 知 預 金	851	779
定 期 預 金	98,024	92,837
定 期 積 金	2,779	2,466
そ の 他 の 預 金	215	767
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	3,363	4,217
借 入 金	3,363	4,217
当 座 借 越	—	—
そ の 他 負 債	437	435
未 決 済 為 替 借	76	57
未 払 費 用	136	139
給付補填備金	0	0
未払法人税等	11	11
前 受 収 益	48	71
払 戻 未 済 金	3	3
職 員 預 り 金	112	119
金 融 派 生 商 品	13	9
リ ー ス 債 務	5	—
そ の 他 の 負 債	27	22
賞 与 引 当 金	58	56
退職給付引当金	399	387
役員退職慰労引当金	16	21
そ の 他 の 引 当 金	94	101
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	195	186
債 務 保 証	1,368	1,176
負 債 の 部 合 計	188,165	187,411
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	2,490	2,661
普 通 出 資 金	1,890	2,061
優 先 出 資 金	600	600
資 本 剰 余 金	600	600
資 本 準 備 金	600	600
利 益 剰 余 金	2,158	2,200
利 益 準 備 金	540	551
その他利益剰余金	1,618	1,649
特 別 積 立 金	1,436	1,496
当期末処分剰余金	182	153
会 員 勘 定 合 計	5,248	5,461
その他有価証券評価差額金	118	△ 307
土地再評価差額金	512	489
評価・換算差額等合計	631	181
純 資 産 の 部 合 計	5,880	5,643
合 計	194,045	193,055

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

科 目	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第98期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
経 常 収 益	3,031,527	3,664,468
資 金 運 用 収 益	2,513,106	2,800,019
貸 出 金 利 息	2,039,259	2,019,812
預 け 金 利 息	50,835	48,952
コーローン利息	—	—
有価証券利息配当金	402,731	710,943
金利スワップ受入利息	—	31
その他の受入利息	20,280	20,280
役 務 取 引 等 収 益	299,237	298,182
受入為替手数料	128,265	126,356
その他の役務収益	170,972	171,825
そ の 他 業 務 収 益	41,731	333,578
外国為替売買益	409	—
国債等債券売却益	12,080	305,384
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	29,241	28,193
そ の 他 経 常 収 益	177,451	232,688
償 却 債 権 取 立 益	95,163	43,833
株 式 等 売 却 益	4,392	187,368
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
その他の経常収益	77,895	1,486
経 常 費 用	2,915,843	3,580,268
資 金 調 達 費 用	91,411	69,586
預 金 利 息	53,079	39,932
給付補填備金繰入額	387	229
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	33,085	24,720
金利スワップ支払利息	4,294	4,127
その他の支払利息	565	575
役 務 取 引 等 費 用	250,777	268,011
支 払 為 替 手 数 料	44,859	44,850
その他の役務費用	205,918	223,160
そ の 他 業 務 費 用	349,128	148,537
外国為替売買損	—	129
国債等債券売却損	4,042	1,527
国債等債券償還損	342,511	146,823
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	2,166	—
その他の業務費用	407	57
経 費	2,111,039	2,061,237
人 件 費	1,267,605	1,234,429
物 件 費	809,258	792,261
税 金	34,175	34,546
そ の 他 経 常 費 用	113,486	1032,896
貸倒引当金繰入額	17,162	312,942
貸 出 金 償 却	49,832	647,540
株 式 等 売 却 損	—	7,006
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	5,695	6,268
その他の経常費用	40,796	59,137

(単位：千円)

科 目	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第98期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
経 常 利 益	115,683	84,200
特 別 利 益	15,589	18,467
固 定 資 産 処 分 益	15,589	18,467
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	5,461	17,977
固 定 資 産 処 分 損	0	16,058
減 損 損 失	5,461	1,919
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税引前当期純利益	125,811	84,689
法人税、住民税及び事業税	5,038	5,038
法 人 税 等 調 整 額	15,008	△ 794
当 期 純 利 益	105,765	80,446
繰越金(当期首残高)	40,042	49,251
土地再評価差額金取崩額	36,344	23,521
当 期 末 処 分 剩 余 金	182,152	153,219

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	第98期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
当 期 末 処 分 剩 余 金	182,152,883	153,219,265
小 計	182,152,883	153,219,265
剰 余 金 処 分 額	132,901,372	104,060,648
利 益 準 備 金	10,576,585	8,044,633
普通出資に対する配当金	32,209,734	30,016,015
(配 当 率)	(年2%)	(年1.5%)
優先出資に対する配当金	24,000,000	24,000,000
(配 当 率)	(年12%)	(年12%)
優先出資に対する配当金	6,115,053	12,000,000
(配 当 率)	(年6%)	(年6%)
特 別 積 立 金	60,000,000	30,000,000
繰越金(当期末残高)	49,251,511	49,158,617

(注) 優先出資に対する配当金は、年12%、6%としておりますが、いずれも1口50円に対し150円のお払込みをいただいております、払込金額に対する配当利回りは年4%、2%となっております。

財務諸表の注記事項

1.貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極端に困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年	～	50年
その他	3年	～	20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,776百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自平成31年 3月 1日至平成31年 3月31日)	0.17%
③ 補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金32百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金(その他の引当金)は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金(その他の引当金)は、信用保証協会及び保証会社への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。」特例処理を行っております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,458百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権は158百万円、延滞債権額は2,784百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,172百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,115百万円であります。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は574百万円であります。担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	一百万円
	預け金	3,900百万円
担保資産に対応する債務	借入金	3,214百万円
	当座借越	一百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券114百万円及び預け金3,509百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価については、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行うて算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 715百万円
借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
出資1口当たりの純資産額 106円90銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券・投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
当金庫では、貸出金の金利リスクヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計、又は、金利スワップを時価評価しない特例処理(オフ・バランス処理)を適用しております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に常勤理事会を開催し、審議報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv)デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。
(v)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託及びその他の証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で503百万円です。
なお、当金庫では、VaRの計測手法の有効性を検証するため、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較する/バックテストングを日次で実施しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、418百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	51,355	51,375	20
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	14,447	14,155	△ 292
その他有価証券	12,762	12,762	—
(3)貸出金(*1)	109,335		
貸倒引当金(*2)	△ 3,865		
	105,470	108,963	3,493
金融資産計	184,035	187,256	3,221
(1)預金積金(*1)	180,828	180,861	33
(2)借入金(*1)	4,217	4,339	121
金融負債計	185,045	185,201	155
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(9)	(9)	—
デリバティブ取引計	(9)	(9)	—

(*)1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*)3 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30.から32.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	367
組合出資金(*2)	109
合 計	476

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*)	27,709	2,500	—	—
有価証券	1,804	10,283	6,121	1,300
満期保有目的の債券	1,300	8,139	4,700	300
その他有価証券のうち満期があるもの	504	2,144	1,421	1,000
貸出金(*)	18,630	31,619	22,336	24,706
合 計	48,143	44,402	28,457	26,006

(*) 預け金及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	74,232	17,613	18	2,536
借入金	83	1,513	2,579	40
合 計	74,315	19,126	2,597	2,576

(*) 期間の定めがないものは含めておりません。

(単位：百万円)				
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。				
満期保有目的の債券 (単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	600	602	2
	その他	2,203	2,213	9
	小計	2,803	2,815	12
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,450	3,419	△31
	その他	8,193	7,920	△273
	小計	11,643	11,339	△304
合 計		14,447	14,155	△292

(単位：百万円)				
その他有価証券				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,977	1,955	21
	国債	—	—	—
	地方債	101	99	1
	社債	1,875	1,855	19
	その他	4,476	4,418	58
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	6,453	6,373	80
	株式	12	15	△3
	債券	311	312	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	311	312	△1
	その他	5,985	6,367	△382
	小計	6,308	6,696	△387
合 計		12,762	13,069	△307

(単位：百万円)			
31. 当事業年度中に売却したその他有価証券			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	40	5	7
債 券	6,669	230	—
国 債	347	39	—
地方債	716	16	—
社 債	5,605	175	—
その他	15,617	564	146
合 計	22,327	800	153

32. 減損処理を行った有価証券

有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。

33. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、33,473百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,512百万円あります。

なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約

極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。	
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	1,499百万円
貸倒引当金	1,610百万円
減価償却費	110百万円
退職給付引当金	106百万円
貸出金償却	104百万円
減損損失	38百万円
その他	96百万円
繰延税金資産小計	3,566百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△1,495百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,032百万円
評価性引当額小計	△3,527百万円
繰延税金資産合計	38百万円
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	38百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延税期限別の金額

当事業年度(令和2年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	3	1,495	1,499
評価性引当額	—	△ 0	△ 1,495	△ 1,495
繰延税金資産	—	3	—	(*)23

(*)1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*)2 税務上の繰越欠損金1,499百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3百万円を計上しております。この税務上の繰越欠損金は、主として貸倒引当金の無税化により生じたものであります。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

35. 追加情報

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと仮定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクへの影響を慎重に検討しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

2. 損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 1円11銭
- 「その他の経常収益」には、睡眠預金関係1,155千円等が含まれております。
- 「その他の経常費用」には、責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金支払額52,231千円、PCB処理費用4,213千円等を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
松江市	所有不動産	土地	9
安来市	営業用店舗1カ店	土地	1,806
		建物等	103
合 計			1,919

営業用店舗については各営業店、あるいは母店・子店の関係にある営業用店舗については母店・子店一体として、また、所有不動産は旧店舗をグルーピングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

結果、営業利益減少によるキャッシュフローの低下、資産の用途変更、時価の下落により資産グループ2カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,919千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、当金庫不動産評価システム、または固定資産税評価額に処分費用見込額を考慮して算定しております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。			
令和2年6月30日	米 子 信 用 金 庫	理事長	青 砥 隆 志

■ 報酬体系について

- 対象役員
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として選任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
- (1) 報酬体系の概要
- 【基本報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、選任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
- a. 決定方法
- (2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	7 9

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中退任者および期中に理事を退任し、監事に就任した者、期中に監事を退任し、理事に就任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」67百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。
- なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
- 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
- (3) その他
- 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等」の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和元年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

独立監査人の監査報告書 膳本

独立監査人の監査報告書		令和2年5月29日
米子信用金庫 理事会 御中	有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三 宅 昇 ㊞	●不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ●計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ●経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ●経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ●計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
〈計算書類等監査〉 監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、米子信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第98期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	〈剰余金処分案に対する意見〉 剰余金処分案に対する監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、米子信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第98期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。 当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。
計算書類等に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。	剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。 監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。	剰余金処分案に対する監査における監査人の責任 監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。
計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。	利害関係 金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	以上

監事会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書	
私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第98期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。	
1. 監査の方法及びその内容 各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。 ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。 ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求めました。 ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び附属明細書について検討いたしました。	
2. 監査の結果 （1）業務報告等の監査結果 ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、米子信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。 ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 ④コンプライアンス・リスク低減に向けた取組みとその定着状況のモニタリングについて、継続的な対応が必要です。 （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
令和2年6月2日	米子信用金庫 常勤監事 金 折 良 一 ㊞ 監 事 川 中 修 一 ㊞ 監 事 宮 永 秀 昭 ㊞
（注）監事 宮永秀昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。	

■ 預金に関する指標

預金科目別平均残高

（単位：百万円 　％）

科 目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
当 座 預 金	3,067	1.63	2,917	1.57	2,962	1.61
普 通 預 金	71,761	38.13	75,702	40.86	80,097	43.67
貯 蓄 預 金	1,034	0.54	1,042	0.56	1,030	0.56
通 知 預 金	880	0.46	880	0.47	774	0.42
その他流動性預金	464	0.24	453	0.24	448	0.24
流 動 性 預 金	77,207	41.03	80,996	43.72	85,313	46.52
定 期 預 金	107,978	57.38	101,453	54.76	95,528	52.09
定 期 積 金	2,968	1.57	2,811	1.51	2,537	1.38
定 期 性 預 金	110,947	58.96	104,264	56.27	98,066	53.47
合 計	188,155	100.00	185,261	100.00	183,379	100.00
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
総 合 計	188,155	100.00	185,261	100.00	183,379	100.00

定期預金残高の区分

（単位：百万円 　％）

	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利 定 期 預 金	104,522	99.97	97,992	99.96	92,807	99.96
変 動 金 利 定 期 預 金	25	0.02	30	0.03	28	0.03
そ の 他 の 定 期 預 金	3	0.00	1	0.00	1	0.00
合 計	104,550	100.00	98,024	100.00	92,837	100.00

預金者別残高

（単位：百万円 　％）

科 目	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	149,351	80.69	147,347	80.85	146,093	80.79
法 人 一般法人	33,533	18.11	33,101	18.16	32,523	17.98
金融機関	55	0.03	39	0.02	40	0.02
公 金	2,150	1.16	1,745	0.95	2,172	1.20
合 計	185,090	100.00	182,232	100.00	180,828	100.00
会 員	65,150	35.19	65,766	36.08	66,084	36.54
会員外	119,940	64.80	116,466	63.91	114,744	63.45

職員一人当たり及び一店舗当たり預金残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
職員一人当たり預金残高	925	911	913
一店舗当たり預金残高	12,339	12,148	12,055

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高 (単位:百万円 %)

科 目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	522	0.48	552	0.52	606	0.56
手 形 貸 付	5,194	4.79	5,015	4.76	4,118	3.85
証 書 貸 付	92,497	85.37	89,444	84.93	92,151	86.21
当 座 貸 越	10,122	9.34	10,302	9.78	10,006	9.36
合 計	108,336	100.00	105,314	100.00	106,882	100.00

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 (単位:百万円 %)

	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利 貸 出	56,642	51.27	55,534	51.74	60,106	54.97
変 動 金 利 貸 出	53,830	48.72	51,784	48.25	49,228	45.02
うち短プラ運動	52,476	47.50	50,571	47.12	48,188	44.07
うち長プラ運動	1,354	1.22	1,213	1.13	1,040	0.95
合 計	110,472	100.00	107,319	100.00	109,335	100.00

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 (単位:件 百万円 %)

業 種	平成31年3月末			令和2年3月末		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	188	6,574	6.12	193	6,631	6.06
農 業 、 林 業	11	27	0.02	14	36	0.03
漁 業	5	221	0.20	4	287	0.26
鉱業、採石業、砂利採取業	1	122	0.11	1	100	0.09
建 設 業	362	7,036	6.55	388	7,628	6.97
電気・ガス・熱供給・水道業	12	531	0.49	15	544	0.49
情 報 通 信 業	8	237	0.22	8	192	0.17
運 輸 業 、 郵 便 業	50	1,631	1.51	51	1,888	1.72
卸 売 業 、 小 売 業	395	9,714	9.05	381	9,286	8.49
金 融 業 、 保 険 業	13	2,906	2.70	15	3,296	3.01
不 動 産 業	295	20,718	19.30	299	20,620	18.85
物 品 賃 貸 業	4	109	0.10	4	32	0.02
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	34	904	0.84	38	889	0.81
宿 泊 業	20	6,964	6.48	20	6,860	6.27
飲 食 業	199	2,562	2.38	200	2,553	2.33
生活関連サービス業、娯楽業	127	1,540	1.43	129	1,619	1.48
教 育 、 学 習 支 援 業	23	1,028	0.95	23	932	0.85
医 療 、 福 祉	66	4,288	3.99	68	3,932	3.59
そ の 他 の サ ー ビ ス	171	3,963	3.69	193	3,874	3.54
小 計	1,984	71,082	66.23	2,044	71,208	65.12
地 方 公 共 団 体	8	10,126	9.43	9	10,682	9.76
個 人	8,187	26,109	24.32	7,979	27,444	25.10
合 計	10,179	107,319	100.00	10,032	109,335	100.00
会 員		89,174	83.09		90,670	82.92
会 員 外		18,144	16.90		18,664	17.07

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円)

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
消 費 者 ロ ー ン	3,493	3,664	3,712
住 宅 ロ ー ン	16,710	17,752	18,759

担保の種類別の貸出金残高 (単位:百万円 %)

区 分	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,022	0.92	1,075	1.00	1,038	0.95
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	48,633	44.02	48,416	45.11	48,297	44.17
そ の 他	600	0.54	600	0.55	600	0.54
小 計	50,256	45.49	50,091	46.67	49,935	45.67
信用保証協会・信用保険	20,786	18.81	20,602	19.19	21,816	19.95
保 証	9,488	8.58	9,114	8.49	8,435	7.71
信 用	29,941	27.10	27,509	25.63	29,148	26.65
合 計	110,472	100.00	107,319	100.00	109,335	100.00

担保の種類別の債務保証見返額 (単位:百万円 %)

区 分	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	802	66.59	1,394	68.07	1,510	59.30
そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	802	66.59	1,394	68.07	1,510	59.30
信用保証協会・信用保険	16	1.39	51	2.53	47	1.85
保 証	3	0.30	2	0.12	1	0.06
信 用	382	31.70	599	29.26	987	38.77
合 計	1,205	100.00	2,048	100.00	2,546	100.00

使途別の貸出金残高 (単位:百万円 %)

区 分	平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	53,388	48.32	51,858	48.32	52,737	48.23
運 転 資 金	57,083	51.67	55,460	51.67	56,598	51.76
合 計	110,472	100.00	107,319	100.00	109,335	100.00

職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高 (単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
職員一人当たり貸出金残高	552	536	552
一店舗当たり貸出金残高	7,364	7,154	7,289

預貸率の期末値及び期中平均値 (単位: %)

		平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
預貸率	期末残高	59.68	58.89	60.46
	平均残高	57.57	56.84	58.28

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません

有価証券の種類別の残高 (単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	3,135	3,204	2,353	2,885	—	1,698
地 方 債	930	906	824	821	101	755
社 債	11,141	10,841	11,187	10,625	6,236	10,574
株 式	412	404	429	420	379	420
外 国 証 券	6,268	5,479	14,361	11,061	14,152	15,898
そ の 他 の 証 券	16,642	18,587	15,689	17,469	6,815	11,223
合 計	38,530	39,424	44,846	43,284	27,686	40,571

有価証券の残存期間別残高 (単位：百万円)

平成30年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	2,005	—	—	—	1,129	—	3,135
地 方 債	100	—	620	209	—	—	—	930
社 債	852	1,689	3,319	3,009	813	1,457	—	11,141
株 式	—	—	—	—	—	—	412	412
外 国 証 券	502	2,202	207	1,233	1,821	300	—	6,268
そ の 他 の 証 券	1	33	668	3,667	11,647	—	623	16,642
合 計	1,456	5,931	4,816	8,120	14,282	2,886	1,036	38,530

平成31年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2,005	—	—	—	—	347	—	2,353
地 方 債	—	—	824	—	—	—	—	824
社 債	635	1,579	5,223	1,579	759	1,410	—	11,187
株 式	—	—	—	—	—	—	429	429
外 国 証 券	300	1,806	4,107	2,917	4,618	300	—	14,050
そ の 他 の 証 券	1	31	1,163	6,918	6,940	—	945	16,000
合 計	2,943	3,417	11,318	11,414	12,319	2,057	1,374	44,846

令和2年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	101	—	—	—	—	—	101
社 債	204	2,656	1,954	52	369	999	—	6,236
株 式	—	—	—	—	—	—	379	379
外 国 証 券	1,600	1,698	3,902	1,685	4,001	300	964	14,152
そ の 他 の 証 券	29	187	1,623	4,272	9	448	244	6,815
合 計	1,834	4,644	7,480	6,010	4,380	1,747	1,587	27,686

預証率の期末値及び期中平均値 (単位：％)

		平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
預証率	期末残高	20.81	24.60	15.31
	平均残高	20.95	23.36	22.12

※預証率＝有価証券残高(平残)÷預金残高(平残)×100 (注)預金には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券・金銭の信託の評価損益

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：百万円)

	種 類	平成30年3月末			平成31年3月末			令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	600	602	2	900	903	3	600	602	2
	その他	1,907	1,921	13	4,102	4,149	46	2,203	2,213	9
	小 計	2,507	2,523	15	5,002	5,052	49	2,803	2,815	12
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,047	2,047	—	2,472	2,472	—	3,450	3,419	△31
	その他	1,100	1,095	△4	5,294	5,221	△72	8,193	7,920	△273
	小 計	3,148	3,143	△4	7,767	7,694	△72	11,643	11,339	△304
合 計		5,655	5,666	10	12,770	12,747	△22	14,447	14,155	△292

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

②その他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

	種 類	平成30年3月末			平成31年3月末			令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	38	26	12	37	26	11	—	—	—
	債券	12,330	12,027	303	10,992	10,689	303	1,977	1,955	21
	国債	3,135	3,090	44	2,353	2,307	45	—	—	—
	地方債	930	899	30	824	799	24	101	99	1
	社債	8,265	8,037	228	7,814	7,581	233	1,875	1,855	19
	その他	7,647	7,294	352	9,634	9,137	496	4,476	4,418	58
	小 計	20,016	19,348	667	20,665	19,853	811	6,453	6,373	80
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	26	31	△ 4	23	31	△ 7	12	15	△ 3
	債券	228	228	△ 0	—	—	—	311	312	△ 1
	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	228	228	△ 0	—	—	—	311	312	△ 1
	その他	12,197	13,495	△ 1,297	10,955	11,641	△ 685	5,985	6,367	△ 382
	小 計	12,452	13,755	△ 1,302	10,979	11,672	△ 692	6,308	6,696	△ 387
合 計		32,469	33,104	△ 634	31,644	31,526	118	12,762	13,069	△ 307

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
非上場株式の貸借対照表計上額	347	367	367
投資事業組合出資金の貸借対照表計上額	57	63	109

※「売買目的有価証券」、「子会社株式及び関連会社株式」については該当ありません。

(2) 金銭の信託 該当ありません

(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、デリバティブ取引等)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (単位：百万円)

店 頭	種類		契約額	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
	平成30年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	1,132	1,108	△11	2
	平成31年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	1,054	1,015	△13	△2
	令和2年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	958	958	△ 9	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引|現在価値等により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法		種類	ヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	平成30年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	722	676	△1
	平成31年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	653	628	△2
	令和2年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	586	579	△1

(注) 1. 上記取引については特例処理を行っております。
2. 時価の算定
取引|現在価値等により算定しております。

■ 主要な業務の状況を示す指標

業 務 粗 利 益			
(単位：千円、％)			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	2,658,355	2,513,106	2,800,019
資金調達費用	124,985	91,411	69,586
資金運用収支	2,533,370	2,421,694	2,730,433
役務取引等収益	304,778	299,237	298,182
役務取引等費用	244,409	250,777	268,011
役務取引等収支	60,368	48,460	30,171
その他業務収益	52,709	41,731	333,578
その他業務費用	261,654	349,128	148,537
その他業務収支	△ 208,945	△ 307,396	185,040
業務粗利益	2,384,793	2,162,758	2,945,645
業務粗利益率(％)	1.21	1.12	1.53

(注) 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成29年度-千円、平成30年度-千円、令和元年度-千円)を控除して表示しております。
業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

業 務 純 益			
(単位：千円)			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
業務純益	△ 114,615	88,191	661,445
実質業務純益			895,813
コア業務純益	419,273	389,305	738,779
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)			430,085

(注) 1.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4.「実質業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。なお、「業務純益」「コア業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・％)

種 類	年 度	平 均 残 高	利 息	利 回 り	
資金運用勘定	29年度	196,743	2,658,355	1.35	
	30年度	192,669	2,513,106	1.30	
	元年度	191,807	2,800,019	1.45	
	うち貸出金	29年度	108,336	2,089,338	1.92
		30年度	105,314	2,039,259	1.93
		元年度	106,882	2,019,812	1.88
	うち預け金	29年度	48,271	58,961	0.12
		30年度	43,359	50,835	0.11
		元年度	43,642	48,952	0.11
うち有価証券	29年度	39,424	489,775	1.24	
	30年度	43,284	402,731	0.93	
	元年度	40,571	710,943	1.75	
資金調達勘定	29年度	193,111	124,985	0.06	
	30年度	189,621	91,411	0.04	
	元年度	188,095	69,586	0.03	
	うち預金積金	29年度	188,155	82,447	0.04
		30年度	185,261	53,466	0.02
		元年度	183,379	40,162	0.02
	うち譲渡性預金	29年度	—	—	—
		30年度	—	—	—
		元年度	—	—	—
	うち借入金	29年度	4,841	37,173	0.76
		30年度	4,246	33,085	0.77
		元年度	4,599	24,720	0.53

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成29年度57百万円、平成30年度58百万円、令和元年度59百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度-百万円、平成30年度-百万円、令和元年度0百万円)および費用(平成29年度-千円、平成30年度-千円、令和元年度-千円)をそれぞれ控除して表示しております。

利 鞘			
(単位：％)			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
預 金 貸 出 金 利 鞘	0.72	0.78	0.75
資 金 利 鞘	1.29	1.26	1.42
総 資 金 利 鞘	0.16	0.15	0.33
資金運用利回り	1.35	1.30	1.45
資金調達原価率	1.19	1.15	1.12

(注) 1.資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達利回り
2.総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。
3.資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。
4.資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 54,999	△ 90,250	△ 145,249	△ 11,206	298,119	286,913
うち貸出金	△ 58,022	7,943	△ 50,079	30,262	△ 49,709	△ 19,447
うち預け金	△ 5,894	△ 2,232	△ 8,126	311	△ 2,194	△ 1,883
うち有価証券	47,864	△ 134,908	△ 87,044	△ 25,231	333,443	308,212
支払利息	△ 2,094	△ 31,480	△ 33,574	△ 610	△ 21,215	△ 21,825
うち預金積金	△ 1,158	△ 27,823	△ 28,981	△ 376	△ 12,928	△ 13,304
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 4,522	434	△ 4,088	2,718	△ 11,083	△ 8,365

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。
支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しております。

総資産経常利益率

(単位：％)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	△0.43	0.05	0.04

(注) 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資産当期純利益率

(単位：％)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総資産当期純利益率	△0.72	0.05	0.04

(注) 総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■ 会員数・出資金

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
会 員 数 (人)	15,958	16,001	16,018
普通出資金(百万円)	1,470	1,890	2,061
優先出資金(百万円)	300	600	600
普通出資配当率(％)	2	2	1.5
優先出資配当率(％)	12	12、6	12、6

■ 職員の状況

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
職員総数(人)	200	200	198
うち男子	138	125	123
うち女子	62	75	75
平均年齢(歳)	40歳6ヵ月	40歳7ヵ月	40歳9ヵ月
平均勤続年数(年)	15年0ヵ月	15年3ヵ月	15年3ヵ月
採用人数(人)	8	10	9

■ リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破綻先債権額(A)	45	158
延滞債権額(B)	2,794	2,784
合計(C)=(A)+(B)	2,840	2,943
担保・保証額(D)	1,857	1,971
回収に懸念がある債権額(E)=(C)－(D)	982	971
個別貸倒引当金(F)	717	771
引当率(G)=(F)／(E)×100	72.98%	79.41%
保全率=((D)+(F))／(C)×100	90.65%	93.20%

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当状況 (単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
3カ月以上延滞債権額(H)	－	－
貸出条件緩和債権額(I)	1,074	1,172
合計(J)=(H)+(I)	1,074	1,172
担保・保証額(K)	311	297
回収に管理を要する債権額(L)=(J)－(K)	762	875
貸倒引当金(M)	151	164
引当率(N)=(M)／(L)×100	19.85%	18.76%
保全率=((K)+(M))／(J)×100	43.08%	39.36%

3. リスク管理債権の合計額 (単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
(C)+(J)	3,914	4,115

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A,B,H,I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D,K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当した額を記載しております。

■ 金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)／(a)	引当率(d)／(a－c)
金融再生法上の不良債権	平成30年度	3,991	3,131	2,262	868	78.44	50.23
	令和元年度	4,185	3,273	2,337	935	78.22	50.65
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	578	578	483	95	100.00	100.00
	令和元年度	730	730	631	99	100.00	100.00
危険債権	平成30年度	2,339	2,089	1,468	621	89.35	71.40
	令和元年度	2,282	2,081	1,409	672	91.21	77.03
要管理債権	平成30年度	1,074	462	311	151	43.08	19.85
	令和元年度	1,172	461	297	164	39.36	18.76
正常債権	平成30年度	105,533					
	令和元年度	107,826					
合 計	平成30年度	109,525					
	令和元年度	112,011					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■ 貸倒引当金等

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	3,121	△ 33	3,093	△ 27
個別貸倒引当金	734	△ 364	787	53
合 計	3,855	△ 398	3,880	25

貸出金償却の額 (単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	49	647

■開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しておりますが、その基準における項目は以下のページに記載しています。

金庫の概況及び組織に関する事項	
●事業の組織	P 9
●理事・監事の氏名及び役職名	P 9
●事務所の名称及び所在地	P46
金庫の主要な事業の内容	
金庫の主要な事業に関する事項	P 2
(1)直近の事業年度における事業の概況	P29
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	P29
経常収益・経常利益・当期純利益・	
出資総額及び出資総口数・純資産額・総資産額・	
預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	
自己資本比率・出資に対する配当金・職員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
●主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益及び業務粗利益率	P41
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	P41
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	P41
資金利鞘	P42
受取利息及び支払利息の増減	P42
総資産経常利益率、総資産当期純利益率	P42
●預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	P36
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	P36
●貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P37
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	P37
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	P37

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	P38
使途別の貸出金残高	P38
預貸率の期末値及び期中平均値	P38
●有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別の平均残高	P39
有価証券の種類別の残高	P39
有価証券の残存期間別残高	P39
預証率の期末値及び期中平均値	P39
金庫の事業の運営に関する事項	
●リスク管理の体制	
自己資本の充実の状況等	P17～P25
●法令遵守の体制	P25～P27
●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	P 4～P 8
●金融ADR制度への対応	P27
金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
●貸借対照表	P30
●損益計算書、剰余金処分計算書	P31
●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	P43
破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権	
●次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	P40
有価証券、金銭の信託、規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P44
●貸出金償却の額	P44
●法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査報告書	P35
●報酬等に関する事項	P34

※連結情報はありません。

店外現金自動機設備一覧

令和2年7月22日現在

まるごう両三柳店	米子市両三柳4530-3
イオン米子駅前店	米子市末広町311
マルイ安倍店	米子市安倍103-1
米子市役所	米子市加茂町1丁目1
まるごう弓ヶ浜店	米子市夜見町3077
まるごう東福原店	米子市東福原6丁目11-7
スーパーセンターホック皆生店	米子市皆生4丁目7-15
スーパーセンターホック安倍店	米子市彦名町24
まるごう米子南店	米子市陽田町36-1
マルイ車尾店	米子市車尾3丁目1166
ホーブタウン	米子市米原2丁目1-1

フレスポ伯耆	西伯郡伯耆町大殿952
イオン日吉津店	西伯郡日吉津村日吉津1160-1
PLANT-5境港店	境港市竹内団地276

イオン松江店	松江市東朝日町151
イオン菅田店	松江市学園2-9-39

自動機器設置状況(単位:台)

	店内	店外	合計
A T M	21	14	35
C D	0	2	2

営業地区一覧

米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、江府町、日野町、日南町、琴浦町、北栄町(旧北条町を除く)

松江市、安来市、出雲市(旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

YONAGO SHINKIN 2020

店舗所在地

令和2年7月1日現在

本町支店 米子市東倉吉町40
☎0859-22-5111 FAX.0859-32-5905

北支店 米子市東福原6丁目12-9
☎0859-34-0521 FAX.0859-34-0619

淀江支店 米子市淀江町淀江566-7
☎0859-56-2721 FAX.0859-56-2722

松江支店・松江北支店(店舗内店舗)
松江市灘町1-7 松江プラザビル6F
松江支店☎0852-23-7711 松江北支店☎0852-24-3711
両店舗共通 FAX.0852-23-7712



東支店・南出張所(店舗内店舗)
米子市富士見町1丁目15
☎0859-22-2278 FAX.0859-32-8538

弓ヶ浜支店 米子市夜見町1925-3
☎0859-24-0522 FAX.0859-24-0959

境港支店 境港市元町114
☎0859-44-4321 FAX.0859-44-4322

東出雲支店 松江市東出雲町錦新町7丁目1-3
☎0852-52-2323 FAX.0852-52-2324

本店営業部 米子市東福原2丁目5-1
☎0859-33-1245 FAX.0859-33-1301

西支店 米子市旗ヶ崎2丁目20-37
☎0859-22-3183 FAX.0859-22-3194

日野橋支店 米子市蚊屋200-53
☎0859-27-5711 FAX.0859-27-5757

赤崎出張所 東伯郡琴浦町赤崎1099-1
☎0858-55-0621 FAX.0858-55-7068

安来支店 安来市安来町1137-3
☎0854-22-2660 FAX.0854-22-2656

[本部] 米子市東福原2丁目5-1 ☎0859-33-1241

●お客様相談室 ☎0120-475-818
●ローン・資産運用等 ☎0120-475-005
ご相談窓口 ☎FAX.0120-475-160